令和４（2022）年度

みよしの環境

AICHI
MIYOSHI CITY
SDGs

みよし市

環境経済部環境課

みよし市では、「みよし市環境基本条例」第２４条に基づき、「市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。」としています。

この「みよしの環境」は、令和３（2021）年度に実施した環境調査の結果などを掲載し、みよし市の環境の状況をまとめたものです。

本書が、皆様の環境に対する認識と御理解の一助となれば幸いです。

令和５（2023）年３月

みよし市環境基本条例（平成１４年３月２５日条例第４号）前文

私たちのまち、みよし市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方や物質的な豊かさと生活の利便を求める営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や、都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるような、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有し、このかけがえのないみどり豊かな環境を保全し、将来の世代の市民に継承する責務を負っている。

私たちは、みどり豊かな環境を創造し、保全するため、市、市民、行政区が主体となる地域（以下「地域」という。）及び事業者の各々の責務を明確化し、互いに協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築し、人と自然が共生することのできる、ふれあいのまち三好を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

環境方針

1　基本理念

私たちは、地球という自然環境の中で、その恵みを受け、生命を育んできました。その地球の環境が、人の生活に起因する温暖化や廃棄物などにより大きく変わろうとしています。

今、私たちは生活に対する考え方を改め、人と人、人と自然が共生できる取り組みを進めていく必要があります。

このため、みよし市は、市民・地域・事業者と協力し、環境基本計画で設定した望ましい環境像「みどり豊かな　ふれあいのまち」の実現や地球にやさしい行動に向けた「地球温暖化対策実行計画・庁内環境保全率先行動計画」に取り組むとともに、みよし市役所自らが国際標準化機構の環境マネジメントシステムの認証取得と実践行動の成果を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

2　基本方針

基本理念を踏まえ、環境管理要綱により、職員一人ひとりが環境に配慮した以下の取り組みを積極的に推進します。

(1) 環境に配慮した事務・事業の推進

資源及びエネルギーの消費を抑制するとともに、緑化などの環境改善事業を推進します。

(2) 環境に配慮し、災害防止のための公共施設の管理

新エネルギーを活用した公共施設の整備や災害を未然に防止するための施設整備に努めます。

(3) 法令等の遵守と汚染の予防

環境に関する法令等を遵守し、環境負荷の低減を図るとともに、環境汚染の予防に努めます。

(4) 環境目的及び目標の設定と継続的改善

環境管理要綱の中で、環境目的及び目標を定め、かつ定期的に見直し、継続的改善に努めます。

(5) 職員の教育及び訓練の実施

環境意識の向上を図るため、職員の教育及び訓練を実施し、市民・地域・事業者の規範となるよう努めます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、一般に公表します。

みよし市長

目次

Ⅰ　みよし市の概要
１　位置と地勢　・・・

３　道路交通騒音測定調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
４　騒音の大きさのめやす　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
５　振動の大きさのめやす　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

Ⅶ　悪臭
１　悪臭の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
２　悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
３　悪臭物質の排出を規制する地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

Ⅷ　廃棄物対策事業
１　ごみ処理事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
２　リサイクル推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
３　環境美化推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
４　し尿処理事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３

Ⅸ　動物愛護対策事業
１　犬の登録及び狂犬病予防注射　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
２　犬・猫避妊等手術費補助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
３　野犬の捕獲、飼育指導等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

Ⅰ　みよし市の概要

Ⅰ　みよし市の概要

１　位置と地勢

本市は、愛知県のほぼ中央、名古屋市から東に２０ｋｍ圏に位置しています。

三河地区の西端にあり、西は境川を隔てて東郷町、日進市に接し、東及び北は豊田市に、また、南は刈谷市に接しています。

東西約５ｋｍ、南北約１０ｋｍと南北に細長い地勢を形成し、面積は３２．１９ｋ㎡で、起伏の多い丘陵地と境川、逢妻女川流域の平坦地とその間の平野部によって形成されています。

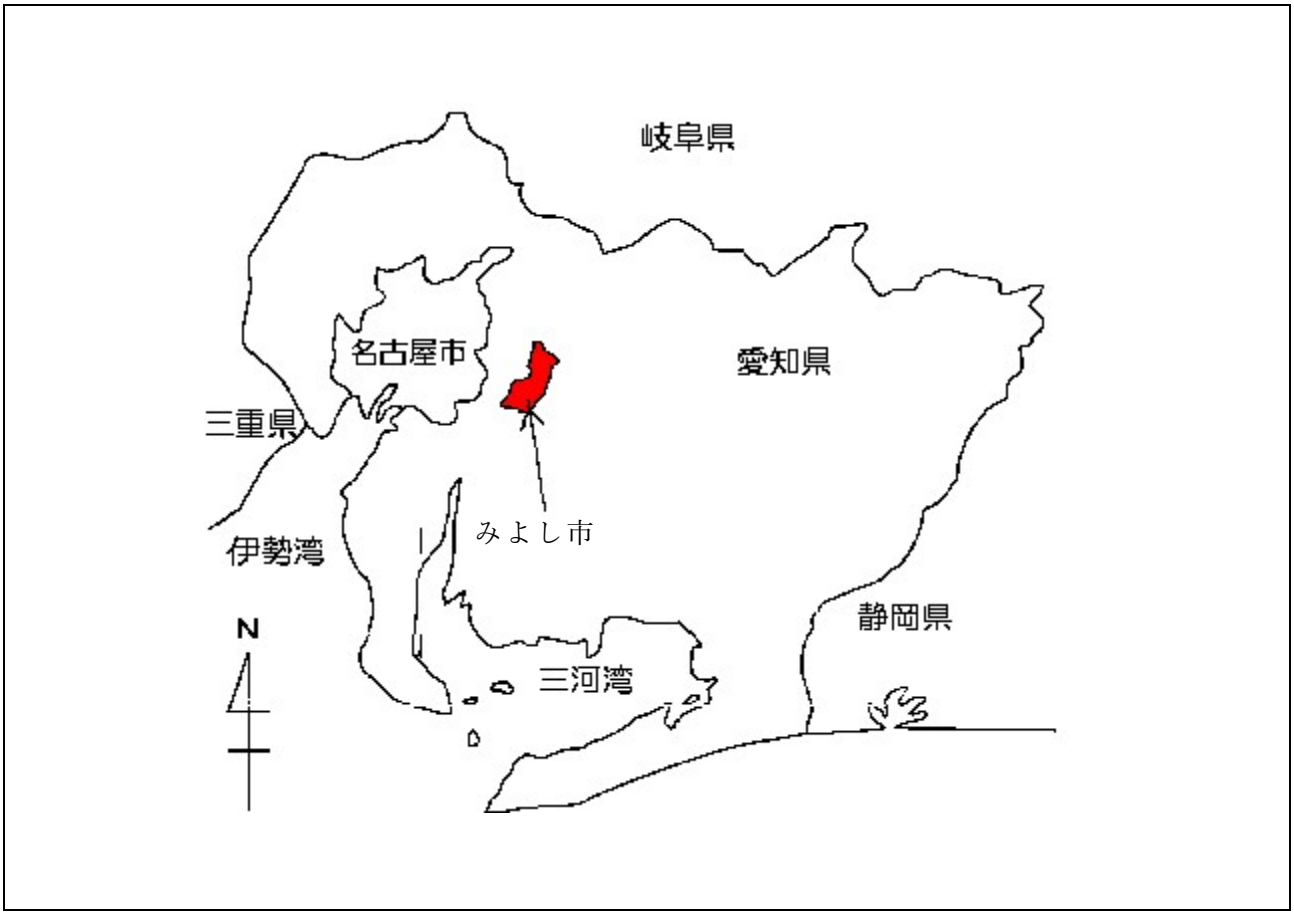

東　　経		北　　緯	
最　　東	最　　西	最　　南	最　　北
１３７°７′４９″ 福谷町上三戸口	１３７°２′４０″ 福田町川端	３５°３′１９″ 明知町南山	３５°８′４２″ 黒笹町三ケ峯

広　　ぼ　　う		海　　抜	
東　　西	南　　北	最　　高	最　　低
約５ｋｍ	約１０ｋｍ	１４７．６２ｍ 黒笹町三ケ峯	１６．９０ｍ 福田町川端

２　自然条件

(1) 河川

本市における河川の状況は、次のとおりです。

令和４（2022）年４月１日現在

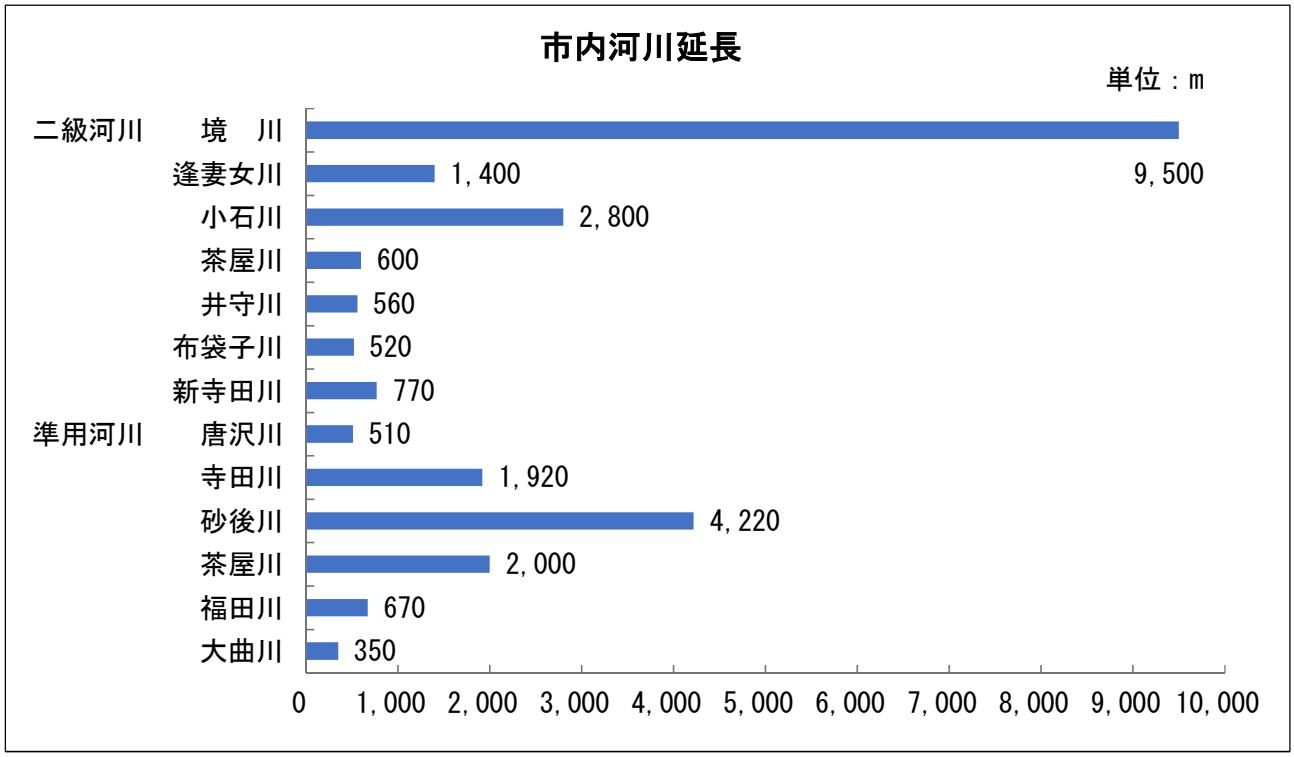

資料　道路河川課

(2) 気候

本市は、平野部特有の内陸性気候を示し、県下でも気候の温暖な地域です。

令和３（2021）年の月別平均気温と月積算雨量を次のグラフで示します。

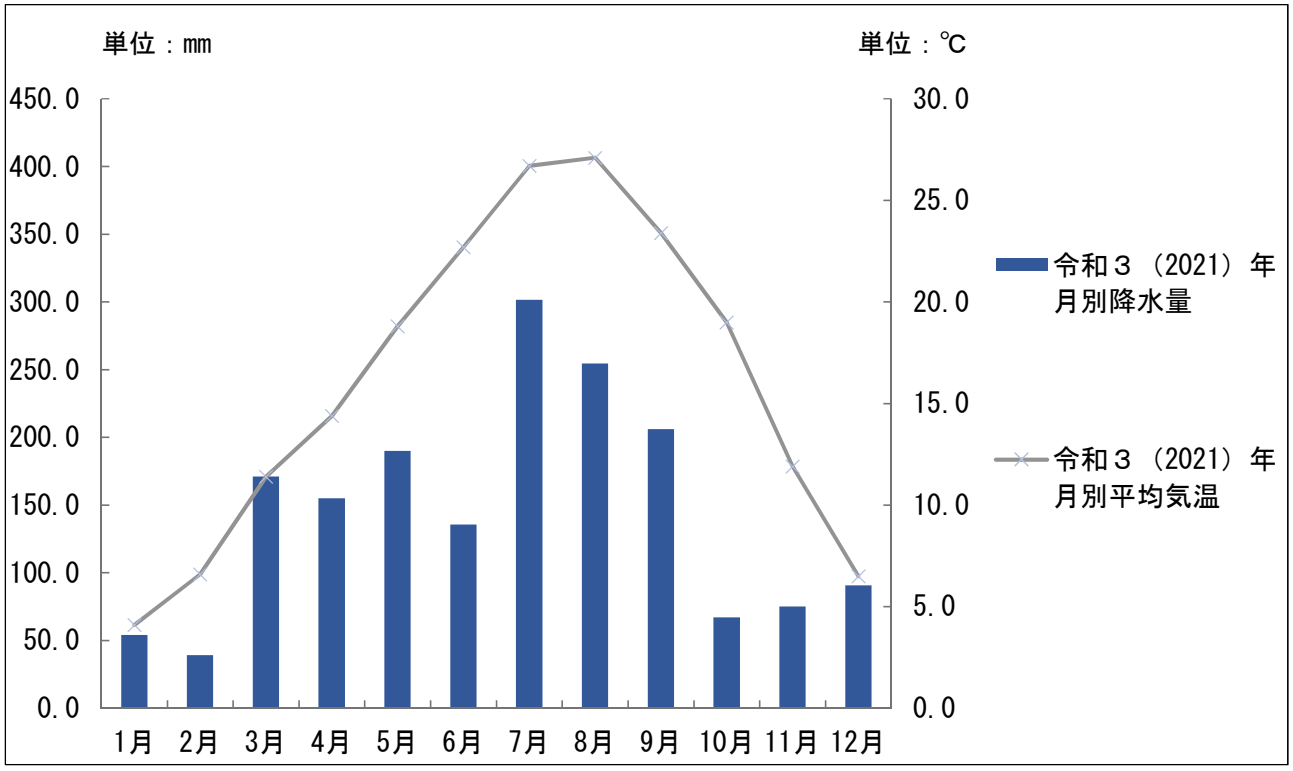

資料　尾三消防本部

３　人口

昭和３３（1958）年４月１日町制を施行した当時は、純然たる農村地帯で人口は９，０４３人でしたが、自動車産業の発展に伴う工場の進出や、地理的条件も相まって人口が増加してきました。

各年４月１日現在

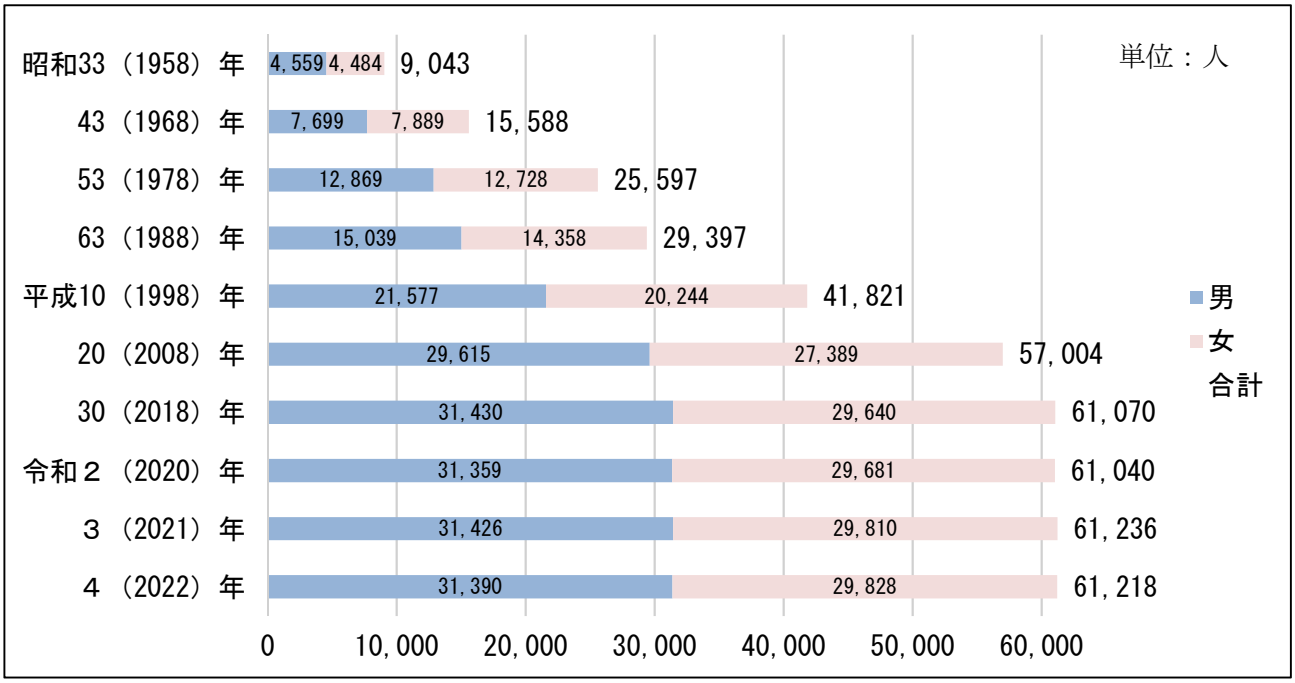

資料　市民課

４　交通

本市には、東西に走る東名高速道路、国道１５３号、県道和合豊田線及び名古屋岡崎線並びに南北に走る県道豊田知立線を軸に道路網が広がっています。また、鉄道は名鉄豊田線が市の北部を東西に横断しています。

令和４（2022）年４月１日現在

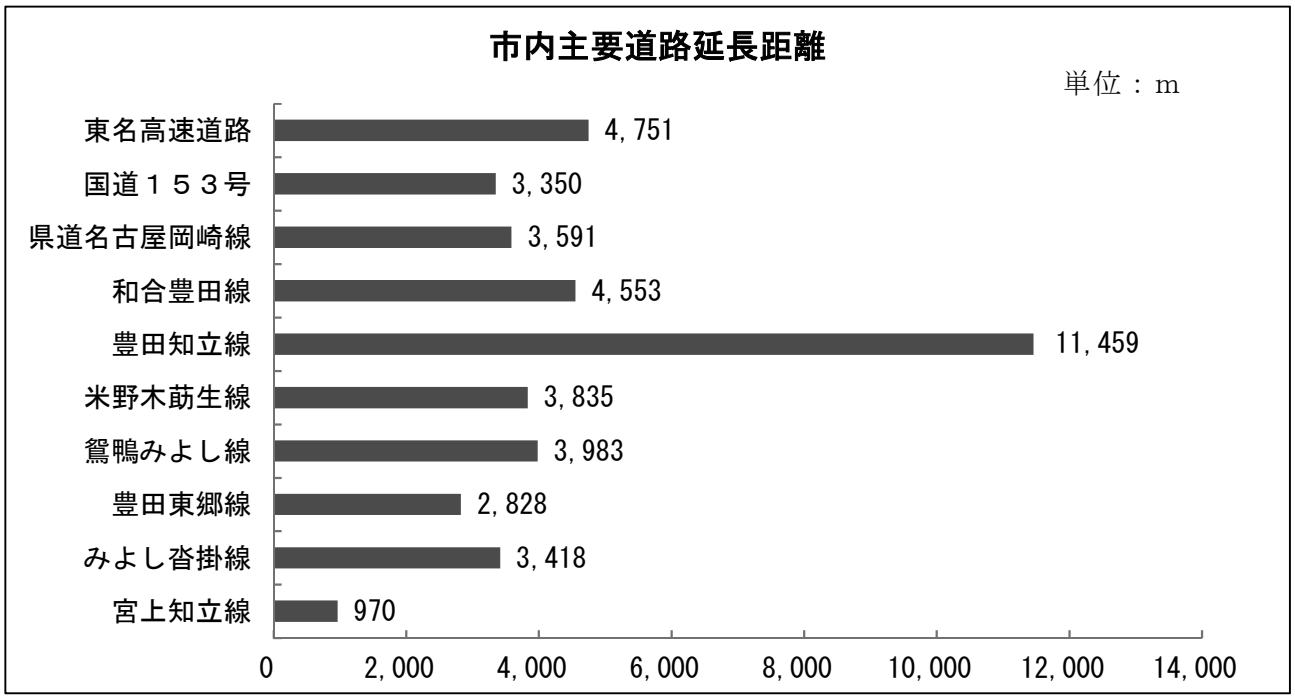

資料　道路河川課

５　土地利用

人口の増加に伴う市街化の動きは、土地利用の面にも反映されています。昭和６０（1985）年と令和３（2021）年の土地利用を比べると、田と畑の農地面積が１，２９９haから８３７haに減少しているのに対し、宅地面積が５４０haから９５９haに増加しています。

また、本市の市街化区域は、用途別で住居系地域６３７ha（５８．６％（市街化区域の内））、工業系地域４１６ha（３８．３％（市街化区域の内））を占めています。

土地利用及び都市計画用途については、住工隣接、混在が公害苦情発生の要因ともなっており、公害の未然防止及び環境保全の面からも極めて重要な課題となっています。

(1) 地目別土地利用状況

各年１月１日現在　単位：ha

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
昭和 60（1985）年	673	626	540	252	32	312	785	3,220
平成元（1989）年	649	608	597	231	28	325	782	3,220
5（1993）年	609	552	654	158	23	374	841	3,211
10（1998）年	533	516	734	162	20	335	911	3,211
15（2003）年	508	507	821	134	19	276	946	3,211
20（2008）年	481	468	894	114	21	294	939	3,211
25（2013）年	450	437	920	105	18	286	995	3,211
30（2018）年	438	426	949	108	19	246	1,033	3,219
令和元（2019）年	434	424	952	108	18	249	1,034	3,219
２（2020）年	433	422	956	107	18	249	1,034	3,219
３（2021）年	422	415	959	108	19	250	1,046	3,219

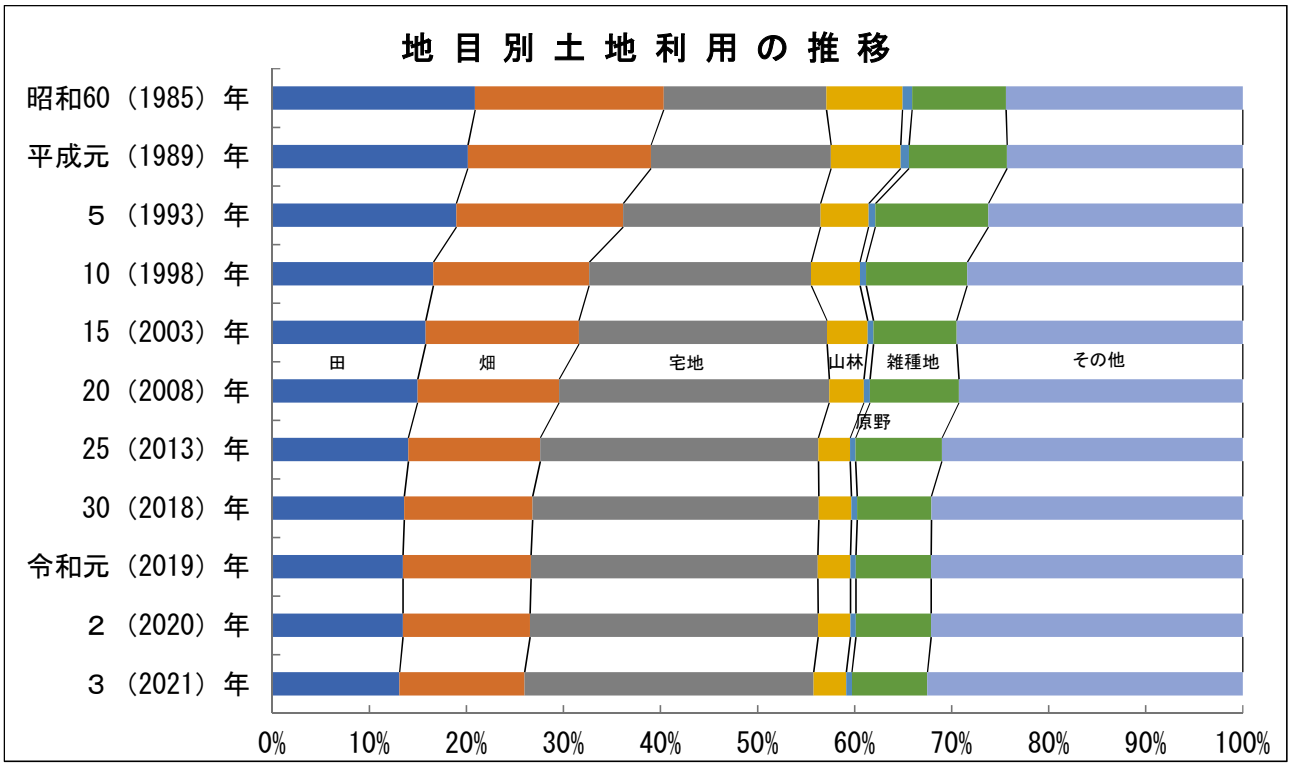

資料　税務課

(2) 都市計画用途地域別面積

みよし市の都市計画用途地域別面積は、次の表のとおりです。

令和４（2022）年３月３１日現在

都市計画区域面積			面積 3,219(ha)	割合100(%)
用途地域	市街化区域面積		1,087	33.8
		第一種低層住居専用地域	259	8.0
		第二種低層住居専用地域	19	0.6
		第一種中高層住居専用地域	122	3.8
		第二種中高層住居専用地域	33	1.0
		第一種住居地域	132	4.1
		第二種住居地域	55	1.7
		準住居地域	17	0.5
		近隣商業地域	21	0.7
		商業地域	13	0.4
		準工業地域	12	0.4
		工業地域	150	4.7
		工業専用地域	254	7.9
	市街化調整区域		2,132	66.2

資料　都市計画課

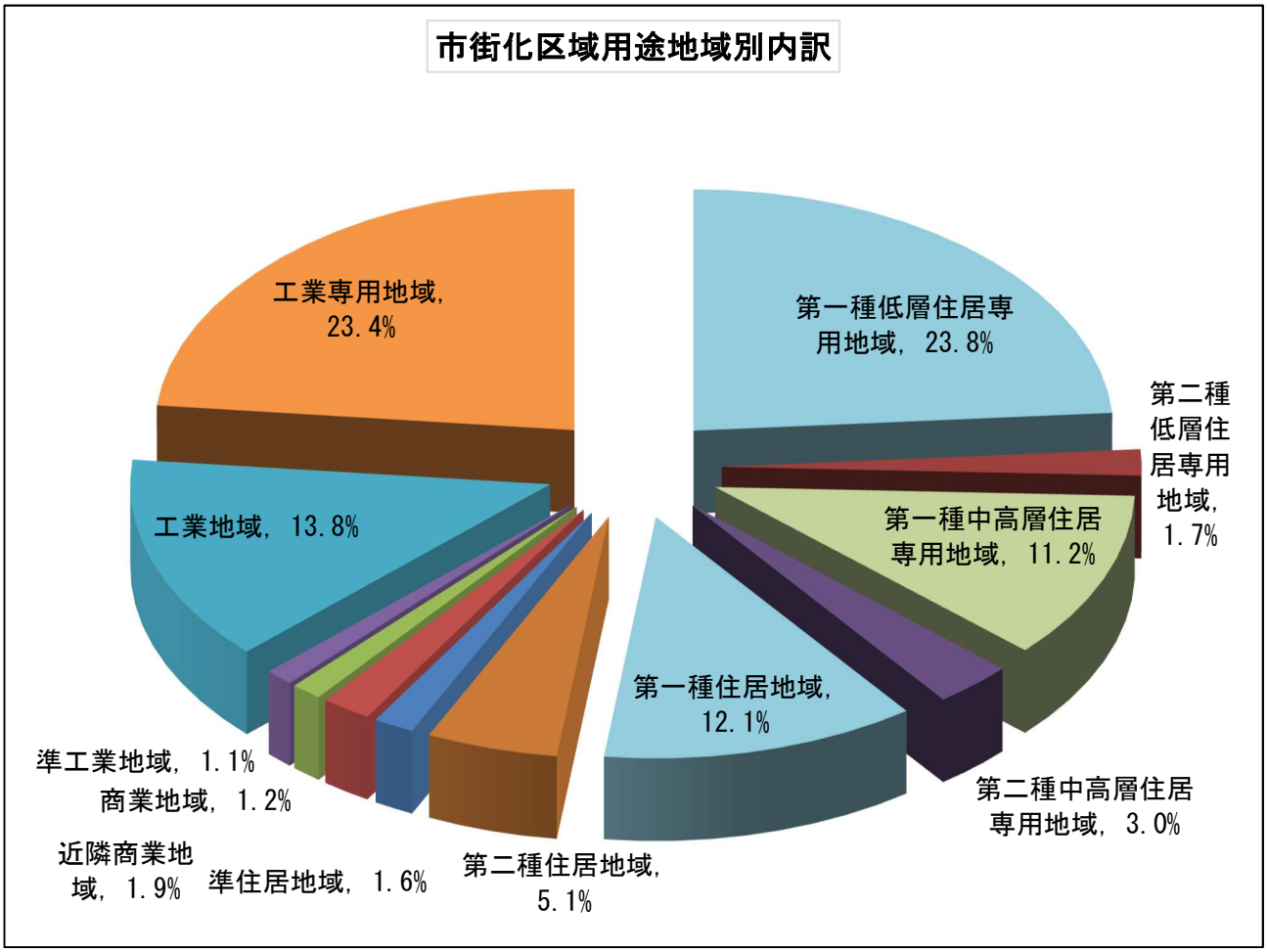

６　産業

本市における産業分類別事業所数及び工業生産額等の状況は、次のとおりです。

(1) 産業分類別事業所数

平成２８（2016）年７月１日現在

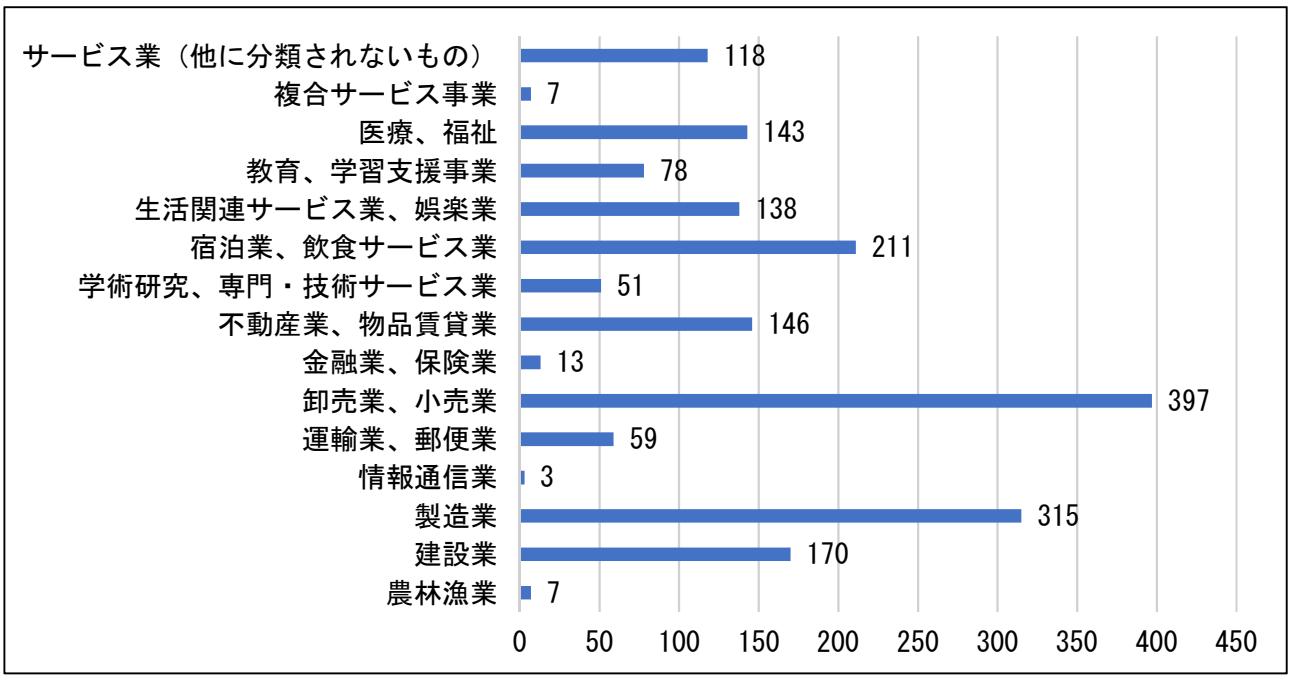

資料　経済センサス基礎調査

(2) 工業生産額及び事業所数の推移

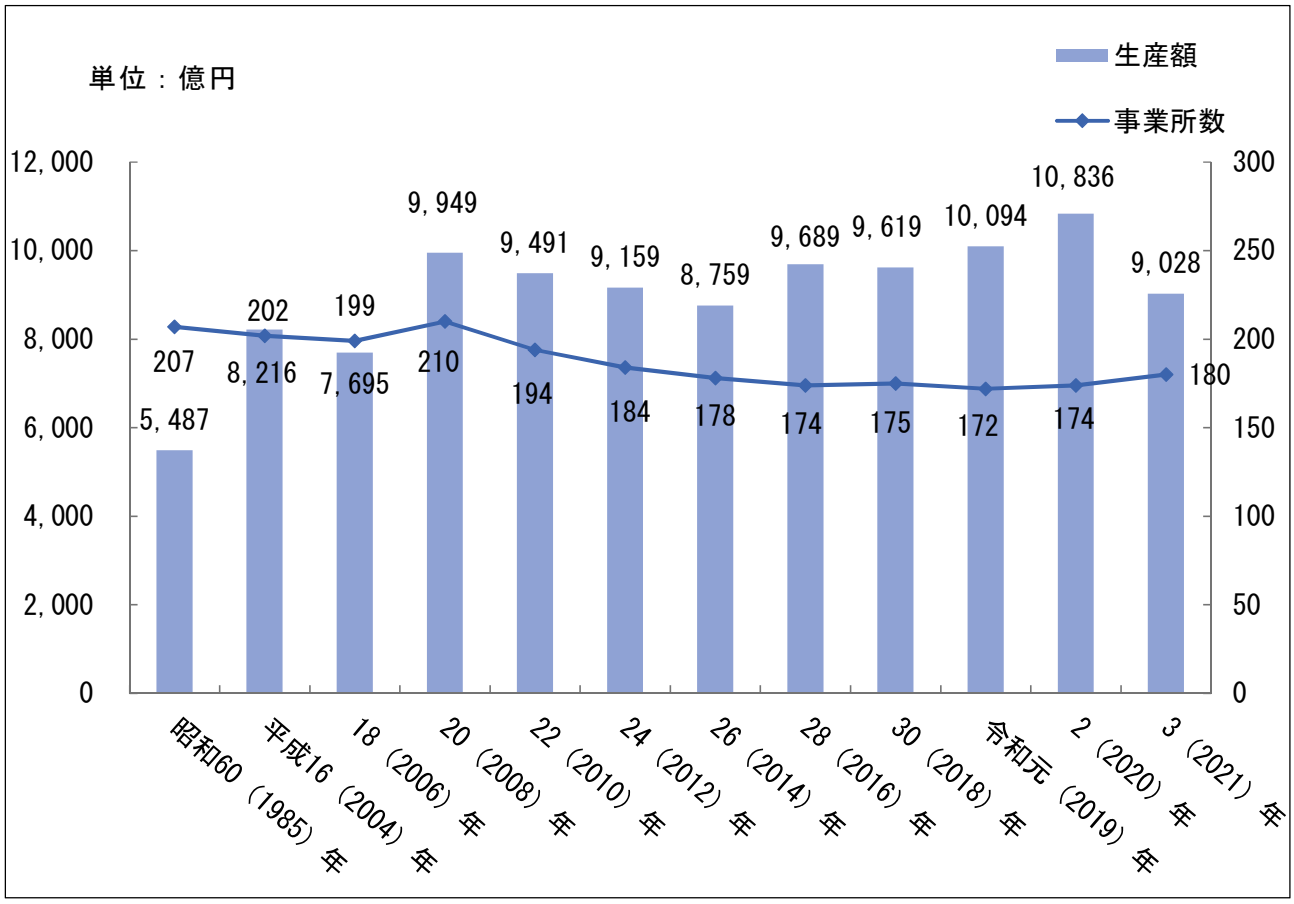

資料　工業統計調査、経済センサス活動調査

豊田都市計画区域　みよし市都市計画図

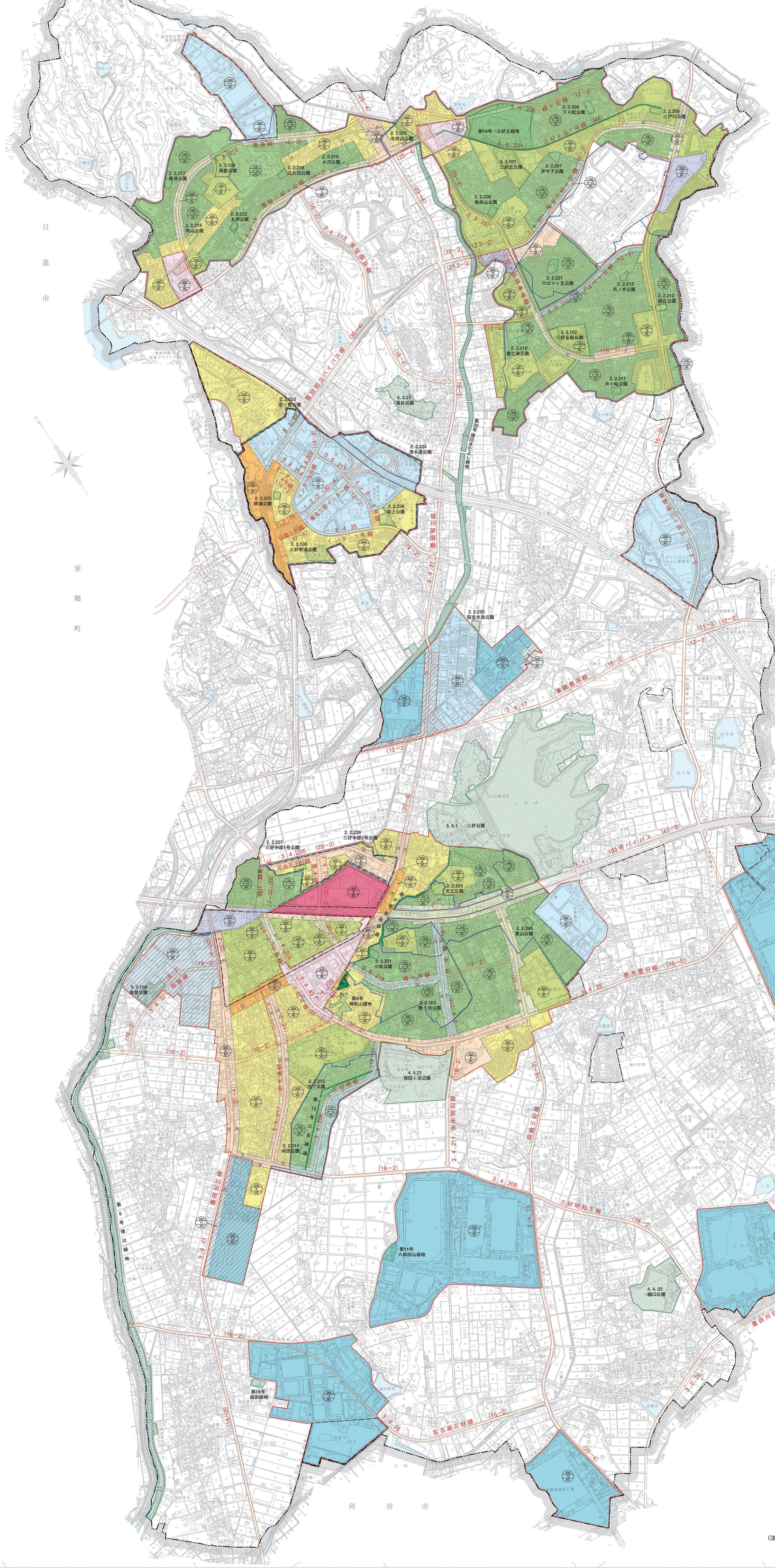

当初線引	愛知県告示第919号	昭和45年11月24日
市街化区域	愛知県告示第129号	令和 2 年 3 月27日
用途地域	みよし市告示第 41号	令和 4 年 3 月28日
特別工業地区	みよし市告示第 67号	令和 2 年 6 月26日
都市計画道路	愛知県告示第717号	平成23年12月 6 日
	みよし市告示第 39号	平成22年12月24日
都市計画公園	愛知県告示第717号	平成23年12月 6 日
	みよし市告示第 90号	平成29年12月28日
都市計画緑地	みよし市告示第 10号	平成27年 3 月17日
防火・準防火地域	みよし市告示第 49号	平成28年 6 月24日
地区計画	みよし市告示第 32号	令和 2 年 3 月27日

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
- 建てられる用途
- 建てられない用途
- ①，②，③，④，▲ 面積、階数等の制限あり

		1 第一種低層住居専用地域	2 第二種低層住居専用地域	3 第一種中高層住居専用地域	4 第二種中高層住居専用地域	5 第一種住居地域	6 第二種住居地域	7 準住居地域	8 近隣商業地域	9 商業地域	10 準工業地域	11 工業地域	12 工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿														
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m²以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの														非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が　150m²以下のもの		①	②	③									④ ① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行や郵政・銀行の支店・電気通信取引業務のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が　150m²を超え、500m²以下のもの			②	③									④
	店舗等の床面積が　500m²を超え、1,500m²以下のもの				③									④
	店舗等の床面積が1,500m²を超え、3,000m²以下のもの													④
	店舗等の床面積が3,000m²を超え、10,000m²以下のもの													④
	店舗等の床面積が10,000m²を超えるもの													
事務所等	事務所等の床面積が1,500m²以下のもの					▲								▲ 2階以下
	事務所等の床面積が1,500m²を超え、3,000m²以下のもの													
	事務所等の床面積が3,000m²を超えるもの													
ホテル、旅館						▲								▲ 3,000m²以下
遊戯施設、風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲								▲ 3,000m²以下
	カラオケボックス等						▲	▲				▲	▲	▲ 10,000m²以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等						▲	▲				▲		▲ 10,000m²以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲						▲ 客席200m²未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等										▲			▲ 個室付浴場を除く
公共施設、病院、学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校													
	大学、高等専門学校、専修学校等													
	図書館等													
	巡査派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等													
	神社、寺院、教会等													
	病院													
	公衆浴場、診療所、保育所等													
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等													
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲											▲　600m²以下
	自動車教習所					▲								▲ 3,000m²以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲							▲ 300m²以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③に ついては、建築物の延べ面積の1／2以下かつ 備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③							①　600m²以下 1階以下 ② 3,000m²以下 2階以下 ③ 2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫													
	畜舎（15m²を超えるもの）					▲								▲ 3,000m²以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋 自転車店等で作業場の床面積が50m²以下		▲	▲	▲									原動機の制限あり、▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②			原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50m²以下 ②150m²以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②			
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場													
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													
	自動車修理工場						①	①	②	③	③			作業場の床面積 ① 50m²以下 ② 150m²以下 ③ 300m²以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設				①	②								
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が少ない施設													① 1,500m²以下 2階以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量がやや多い施設													② 3,000m²以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が多い施設													
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

凡例

市町村界	
市街化区域界	
広場	
都市計画道路	
立体交差	
都市計画公園	
都市計画緑地	
防火地域	
準防火地域	
区画整理事業施工済区域	
区画整理事業施工中区域	
地区計画	

用途地域（※番号は下表「用途種別」を示す）

1	第一種低層住居専用地域	
2	第二種低層住居専用地域	
3	第一種中高層住居専用地域	
4	第二種中高層住居専用地域	
5	第一種住居地域	
6	第二種住居地域	
7	準住居地域	
8	近隣商業地域	
9	商業地域	
10	準工業地域	
11	工業地域	
12	工業専用地域	
	特別工業地区	

● 建ぺい率・容積率
上段：容積率(%)
中段：※用途種別ー高さ制限(m)
下段：建ぺい率(%)

● 市街化調整区域
建ぺい率……60%
容積率……200%

● 幅員・車線数
(20-4)……20m・4車線

（注）本図は一般参考図であるため、詳細については愛知県及びみよし市の縦覧用都市計画図書を参照して下さい。

R4.4

1：10,000

0　250　500　1000m

不許複製：いかなる方法においても複製、転載を禁ず。

この地図は、平成31年3月作成のみよし市全図を基に1：2,500みよし市都市計画基本図（助言番号　令和3部公第115号）のデータを参照し、経年変化修正したものである。

Ⅱ　環境保全行政の概要

Ⅱ　環境保全行政の概要

１　環境保全行政の経過

昭和４５（1970）年に衛生課に公害担当を設け、昭和４６（1971）年に公害対策審議会が設置される。

昭和５２（1977）年に環境課公害係となり、昭和５７（1982）年４月の機構改革により商工課公害係となる。

その後再度の機構改革により昭和６１（1986）年４月に環境課公害係となり、平成９（1997）年４月から環境課環境保全係となる。平成１０（1998）年度から公害対策審議会及び清掃事業審議会を統括した環境審議会が設置された。平成２４（2012）年度から係制が廃止された。

２　環境行政機構

(1) 環境行政機構図

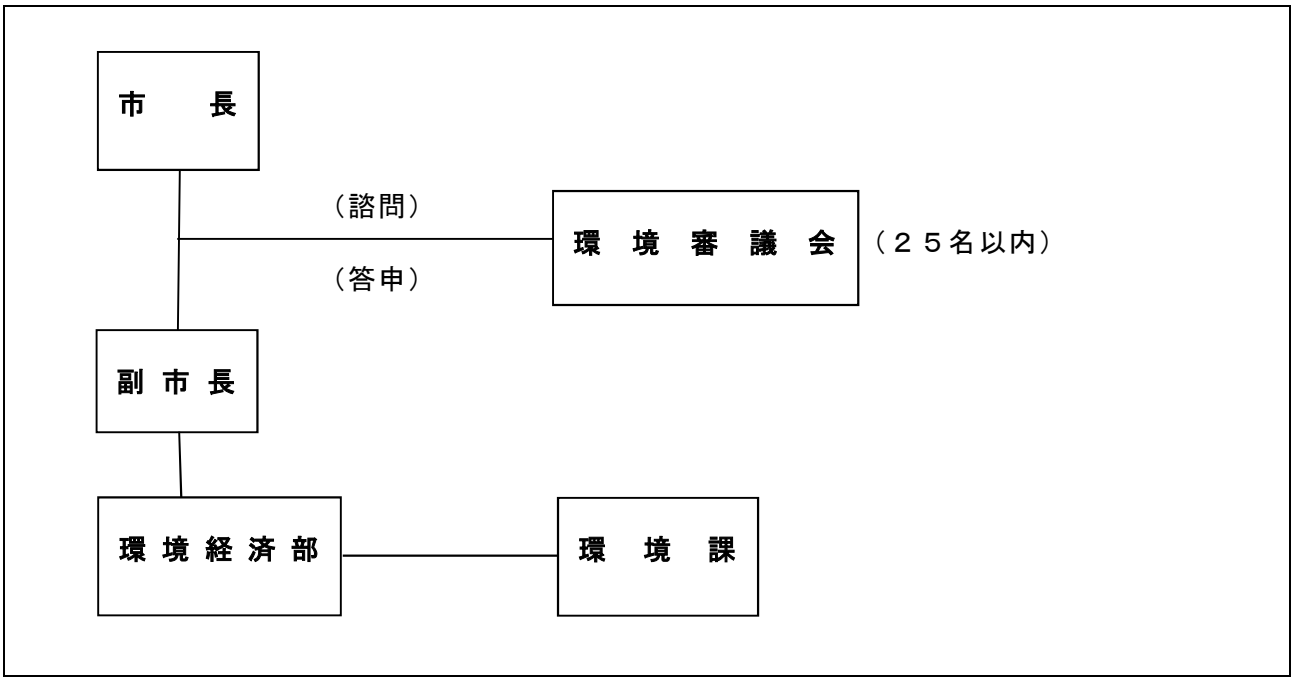

(2) 環境課事務分掌

ア　ごみ及びし尿に関すること。
イ　一般廃棄物処理業者の許可及び指導に関すること。
ウ　環境美化の普及に関すること。
エ　不燃物埋立処分場に関すること。
オ　環境保全に係る政策立案、企画及び調整に関すること。
カ　環境審議会に関すること。
キ　騒音、振動、悪臭等に係る規制指導、調査測定及び届出に関すること。
ク　環境管理に関すること。
ケ　動物愛護に関すること。
コ　鳥獣捕獲許可に関すること。
サ　墓地等に関すること。
シ　専用水道等に関すること。

３　環境保全行政予算

令和元(2019)年度から令和３(2021)年度までの環境保全行政決算額の推移及び令和４(2022)年度の予算額は次のとおりです。

（単位：千円）

節＼年度	令和元(2019)年度決算額	令和２(2020)年度決算額	令和３(2021)年度決算額	令和４（2022）年度予算額
１．報酬	７７	１６１	１４７	１５４
７．報償費	１３０	３５	１２１	５８９
８．旅費	３０	１３	５７	２３８
１０．需用費	１，０３２	１，９１５	８９２	１，４８７
１１．役務費	１９９	３７４	３６６	９２６
１２．委託料	１４，８６６	１２，８８１	１１，９４７	２７，５９２
１３．使用料及び賃借料	３４５	２５７	２５７	１，０２６
１８．負担金、補助及び交付金	４２，９７０	４７，４６８	４６，６７８	７７，３７０
合　　計	５９，７３６	６３，１０４	６０，４６５	１０９，３８２

４　環境保全行政事業

令和３（2021）年度事業の実績は、次のとおりです。

項目＼実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
１　大気関係													
降下ばいじん測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	５地点
排ガス測定	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	１地点
２　水質関係													
河川水質（生活環境）	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	８地点
河川水質（健康項目）	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	３地点
河川底質調査	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	７地点
ため池水質調査	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	１２地点
事業所排水調査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	５事業所
生息魚類、生物調査	—	○	○	—	—	—	○	○	—	—	—	—	９地点
大腸菌群数詳細調査	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	１５地点
３　騒音・振動関係													
環境騒音調査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	１０地点
道路交通騒音調査	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	４地点
４　悪臭関係													
悪臭物質測定	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	５地点
５　その他													
環境保全講演会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
公害苦情処理	○	○	○	○	—	○	—	—	○	—	○	—	

５　環境関係測定機器等保有状況

本市の環境関係測定機器等の保有状況は、次のとおりです。

令和４（2022）年３月３１日現在

区分	測定機器等の名称	製造者	型式名	台数
大気	ピエゾバランス粉じん計 ピエゾバランス粉じん計 シンチレーションサーベイメータ	日本カノマックス㈱ 日本カノマックス㈱ 日立アロカメディカル㈱	３５１１ ３５２１ ＴＣＳ－１７２Ｂ	１ １ １
騒音・振動	普通騒音計 普通騒音計 普通騒音計 レベルレコーダー 騒音振動レベル処理器 騒音振動レベル処理器 全天候型スクリーンセット 携帯型実音モニター	リオン㈱ リオン㈱ リオン㈱ リオン㈱ リオン㈱ リオン㈱ リオン㈱ リオン㈱	ＮＬ－０５ ＮＬ－０６ ＮＬ－４２ ＬＲ－０４ ＳＶ－７４ ＳＶ－７６ ＷＳ－０３ ＸＴ－１０Ｓ	１ １ １ １ １ １ ２ １

６　公害防止協定締結状況

公害防止協定は、第２次みよし市環境基本計画に掲げる将来像「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」の実現をめざし、本市の良好な環境を将来世代に継承するため、人と自然との共生、循環社会の構築、地域住民の快適かつ健康で文化的な生活を確保することを目的として環境の保全及び創造を図るため、特に必要と認める事業所との協力で締結しています。

公害防止協定締結事業所一覧　　令和４（2022）年３月３１日現在（過去の履歴含む）

	締結No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
1		トヨタ自動車㈱明知工場	昭和46（1971）年６月29日	№59 締結内容の見直しによる再締結						
2		トヨタ自動車㈱下山工場	昭和49（1974）年２月18日	№58 締結内容の見直しによる再締結						
3		トヨタ自動車㈱三好工場	昭和51（1976）年10月５日	№57 締結内容の見直しによる再締結						
4	1	（一組）尾三衛生組合	昭和51（1976）年２月７日	○		○				
5	2	三好生コン㈱	昭和52（1977）年２月14日		○			○	○	○
6		中央発條㈱	昭和53（1978）年３月15日	№42 締結内容の見直しによる再締結						
7	3	㈱ナニワ	昭和54（1979）年11月20日	○	○	○	○	○	○	○
8	4	中部電力㈱三好変電所	昭和54（1979）年11月20日				○	○		○

	締結No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
9		トヨタカローラ愛豊㈱	昭和54（1979）年11月27日	№37 愛知トヨタ自動車㈱に継承						
10	5	東海三谷生コン㈱	昭和56（1981）年３月５日		○		○	○	○	○
11	6	旭化成ファーマ㈱ 名古屋医薬工場	昭和57（1982）年２月26日		○	○	○	○	○	○
12	7	㈱コモダ	昭和57（1982）年２月26日		○	○	○	○	○	○
13	8	関西ペイント㈱	昭和58（1983）年３月24日	○	○	○	○	○	○	○
14	9	ナトコペイント㈱	昭和58（1983）年３月24日	○	○	○	○	○	○	○
15	10	三好化成㈱	昭和58（1983）年３月24日	○	○	○	○	○	○	○
16	11	河崎発条㈱	昭和58（1983）年３月24日			○	○	○	○	○
17	12	福岡化学㈱	昭和60（1985）年３月19日		○	○	○	○		○
18	13	豊栄金属工業㈱	昭和60（1985）年６月26日		○	○	○	○		○
19	14	㈱セプラス	昭和60（1985）年10月18日		○	○	○	○		○
20	15	富士レジン化工㈱	昭和61（1986）年２月４日			○	○	○		○
21	16	㈱アスカ	昭和61（1986）年２月４日	○	○		○	○	○	○
22	17	㈱山和	昭和62（1987）年５月20日		○	○	○	○	○	○
23	18	㈲松井工業	昭和62（1987）年６月24日		○	○	○	○	○	○
24	19	東海製缶工業㈱	昭和62（1987）年７月31日		○	○	○	○	○	○
25	20	アサノ機工㈲	昭和62（1987）年９月11日		○	○	○	○	○	○
26	21	ミクニ機工㈱	昭和62（1987）年９月21日		○	○	○	○	○	○
27	22	㈱三晃	昭和62（1987）年10月15日		○	○	○	○	○	○
28	23	奥村工業㈱	昭和62（1987）年11月17日		○	○	○	○	○	○
29		㈱丸安	昭和63（1988）年２月17日	№38 丸安シート㈱を含めて再締結						
30	24	㈲福島製作所	昭和63（1988）年２月22日		○	○	○	○	○	○
31	25	㈱丸越パック	昭和63（1988）年８月25日		○	○	○	○	○	○
32	26	ナルセ公研㈱	昭和63（1988）年12月１日	○	○	○	○	○	○	○

	締結No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
33		ミヤマ工業㈱	平成元（1989）年３月７日	№53 締結内容の見直しによる再締結						
34	27	ワゴー㈱	平成元（1989）年９月１日		○	○	○	○	○	○
35		㈱三五八和田山工場	平成元（1989）年11月28日	№55 締結内容の見直しによる再締結						
36	28	イサム工業㈱	平成２（1990）年７月18日		○	○	○	○	○	○
37	29	三好カントリー倶楽部	平成２（1990）年９月20日		○					
38	30	大浜機工㈱	平成３（1991）年11月11日		○	○	○	○	○	○
39		㈱ノリタケカンパニーリミテド	平成５（1993）年４月８日	№54 合併により㈱ノリタケカンパニーリミテドと再締結						
40		ノリタケ機材㈱	平成５（1993）年４月８日							
41		ノリタケセラミックス㈱	平成５（1993）年４月８日							
42		ノリタケセラミックパイプ㈱	平成５（1993）年４月８日							
43	31	㈱ノリタケコーテッドアブレーシブ	平成５（1993）年５月24日	○	○	○	○	○	○	○
44	32	㈱三五三好工場	平成９（1997）年９月26日	○	○	○	○	○	○	○
45	33	㈱中外	平成９（1997）年９月26日	○	○	○	○	○	○	○
46	34	自動車部品栄和協同組合	平成９（1997）年９月26日				○	○	○	○
47	35	㈱ナリタテック	平成10（1998）年７月７日		○		○	○	○	○
48	36	㈱内藤商会	平成10（1998）年７月28日		○		○	○	○	○
49	37	愛知トヨタ自動車㈱	平成11（1999）年４月19日		○		○	○	○	○
50		こじま事業協同組合連合会	平成11（1999）年５月12日	№56 締結内容の見直しによる再締結						
51		トヨタ自動車㈱トヨタバイオ・緑化研究所	平成11（1999）年６月９日	№62 締結内容の見直しによる再締結						
52	38	丸安㈱・丸安シート㈱	平成12（2000）年12月６日		○	○	○	○	○	○
53	39	東邦ガス㈱	平成13（2001）年３月30日		○	○	○	○	○	○
54	40	福田工業㈱	平成13（2001）年８月14日		○	○	○	○	○	○
55		日本圧着端子製造㈱	平成14（2002）年11月６日	№44 締結内容の見直しによる再締結						
56		㈱アドマテックス	平成14（2002）年12月16日	№52 締結内容の見直しによる再締結						

	締結No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
57	41	和光工機㈱	平成16（2004）年７月９日	○	○	○	○	○	○	
58	42	中央発條㈱	平成16（2004）年10月５日		○	○	○	○	○	○
59	43	豊通ニューパック㈱	平成16（2004）年12月６日			○	○	○	○	○
60		デュポン神東・オートモティブ・システムズ㈱	平成19（2007）年１月18日	№62 社名変更による再締結						
61		小島㈱	平成20（2008）年９年25日	№51 合併により再締結						
62		トヨタ自動車㈱トヨタバイオ・緑化研究所	平成21（2009）年10月23日	№62 協定値及び締結内容の見直しによる再締結						
63		トヨタ自動車㈱トヨタバイオ・緑化研究所	平成22（2010）年３月23日	№62 締結内容の見直しによる再締結						
64	44	日本圧着端子製造㈱	平成22（2010）年５月26日			○	○	○	○	○
65	45	ダイナパック㈱	平成22（2010）年６月28日			○	○	○	○	○
66	46	豊田合成㈱	平成22（2010）年７月10日		○	○	○	○	○	○
67		小島プレス工業㈱	平成22（2010）年７月29日	№51 締結内容の見直しによる再締結						
68	47	進興金属工業㈱	平成22（2010）年12月27日			○	○	○	○	○
69	48	㈱光洋工機	平成23（2011）年２月22日			○	○	○	○	○
70	49	加藤鉄工㈱	平成23（2011）年３月３日			○	○	○	○	○
71	50	㈱メイドー	平成23（2011）年３月31日			○	○	○	○	○
72	51	小島プレス工業㈱	平成23（2011）年４月５日			○	○	○	○	○
73	52	㈱アドマテックス	平成23（2011）年６月27日			○	○	○	○	○
74	53	ミヤマ工業㈱	平成25（2013）年４月15日			○	○	○	○	○
75		神東アクサルタ　コーティング　システムズ㈱	平成25（2013）年７月３日	№61 社名変更による再締結						
76		㈱ノリタケカンパニーリミテッド	平成26（2014）年10月１日	№54 締結内容の見直しによる再締結						
77	54	㈱ノリタケカンパニーリミテッド	平成27（2015）年３月20日	○	○	○	○	○	○	○
78	55	㈱三五八和田山工場	平成27（2015）年３月25日		○	○	○	○	○	○
79	56	こじま事業協同組合連合会	平成27（2015）年９月11日		○	○	○	○	○	○
80	57	トヨタ自動車㈱三好工場	平成28（2016）年３月31日		○	○	○	○	○	○

	締結No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
81	58	トヨタ自動車㈱下山工場	平成 28（2016）年４月 28 日	○	○	○	○	○	○	○
82	59	トヨタ自動車㈱明知工場	平成 28（2016）年６月１日	○	○	○	○	○	○	○
83		トヨタ自動車㈱トヨタバイオ・緑化研究所	平成 29（2017）年３月 23 日	№62 事業所名変更による再締結						
84	60	㈱鳥居発条製作所	平成 30（2018）年３月 19 日	○	○	○	○	○	○	○
85	61	アクサルタ　コーティング　システムズ合同会社愛知研究所	平成 30（2018）年９月 14 日			○	○	○	○	○
86	62	トヨタ自動車㈱黒笹圃場	令和３（2021）年５月 26 日			○	○	○	○	○

7　特定施設等の届出状況

(1) 騒音・振動の特定施設等の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、著しい騒音・振動を発生させる施設を設置している工場等に対し、市への届出及び規制基準の遵守が義務付けられています。令和３（2021）年度の届出状況は次表のとおりです。

令和４（2022）年３月３１日現在

施設名	騒音		振動	
	規制法	県条例	規制法	県条例
1　金属加工機械	４１２	１，５１３	４４９	８９３
2　圧縮機及び冷凍機	５３６	１，４４９	３４４	１，３８８
3　土石用又は鉱物用の破砕機摩砕機・ふるい及び分級機	３０	４２	２９	４０
4　織機	１２	３	１２	３
5　建設用資材製造機械	６	０	０	０
6　穀物用製粉機	０	０		０
7　木材加工機械	３７	１３	６	０
8　抄紙機	０	０		
9　印刷機械	３４	０	１０	０
10　合成樹脂用射出成形機	３２３	１４２	１４８	１３８
11　鋳型造型機	０	１４	１５４	１８
12　ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		３２		１，０４９

施設名	騒音		振動	
	規制法	県条例	規制法	県条例
13　送風機（及び排風機）	２　圧縮機に含む	１，１３２	２　圧縮機に含む	１，０６６
14　走行クレーン		５６		
15　洗びん機		０		
16　真空ポンプ		３２		
17　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			２０	０
18　穀物用製粉機	０		０	１
合計	１，３９０	４，４２８	１，１７２	４，５９６

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生させる作業を「特定建設作業」として指定し、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われています。

特定建設作業を含む建設工事を施工しようとする者は、市長への届出が義務づけられています。令和３（2021）年度の届出状況は次表のとおりです。

令和４（2022）年３月３１日現在

作業の種類（騒音関係）	規制法	県条例
１　くい打機等を使用する作業	１	０
２　びょう打機等を使用する作業	０	０
３　さく岩機を使用する作業	７１	１
４　空気圧縮機を使用する作業	１２	１
５　コンクリートプラント等を設けて行う作業	１	０
６　バックホウを使用する作業	４５	－
７　トラクターショベルを使用する作業	４	－
８　ブルドーザー等を使用する作業	１１	２１８
９　建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	－	２０
10　コンクリートミキサー等を使用する作業	－	６９

作業の種類（騒音関係）	規制法	県条例
11　コンクリートカッターを使用する作業	－	８９
12　ロードローラー等を使用する作業	－	１４３
計	１４５	５４１

作業の種類（振動関係）	規制法	県条例
１　くい打機等を使用する作業	３	０
２　鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	０	０
３　舗装版破砕機を使用する作業	５	０
４　ブレーカーを使用する作業	７０	０
計	７８	０

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭工場等の届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等を定め、毎年４月に市長への届出を義務づけています。

令和３（2021）年度の届出状況は次表のとおりです。

令和４（2022）年３月３１日現在

施設の種類		工場等の届出数
畜産農業	豚房施設	1
ゴム製品製造業		3
鋳物製造業		1
し尿処理施設		1
ごみ処理場		1
計		7

Ⅲ　公害苦情

Ⅲ　公害苦情

１　公害苦情の現況

令和３（2021）年度における公害苦情処理件数は１６件で、その内訳は、大気汚染１件、水質汚濁３件、騒音４件、振動１件、悪臭７件となっています。

２　年度別・種類別公害苦情処理件数の推移

年度別・種類別公害苦情処理件数の推移は次表のとおりです

令和４（2022）年３月３１日現在

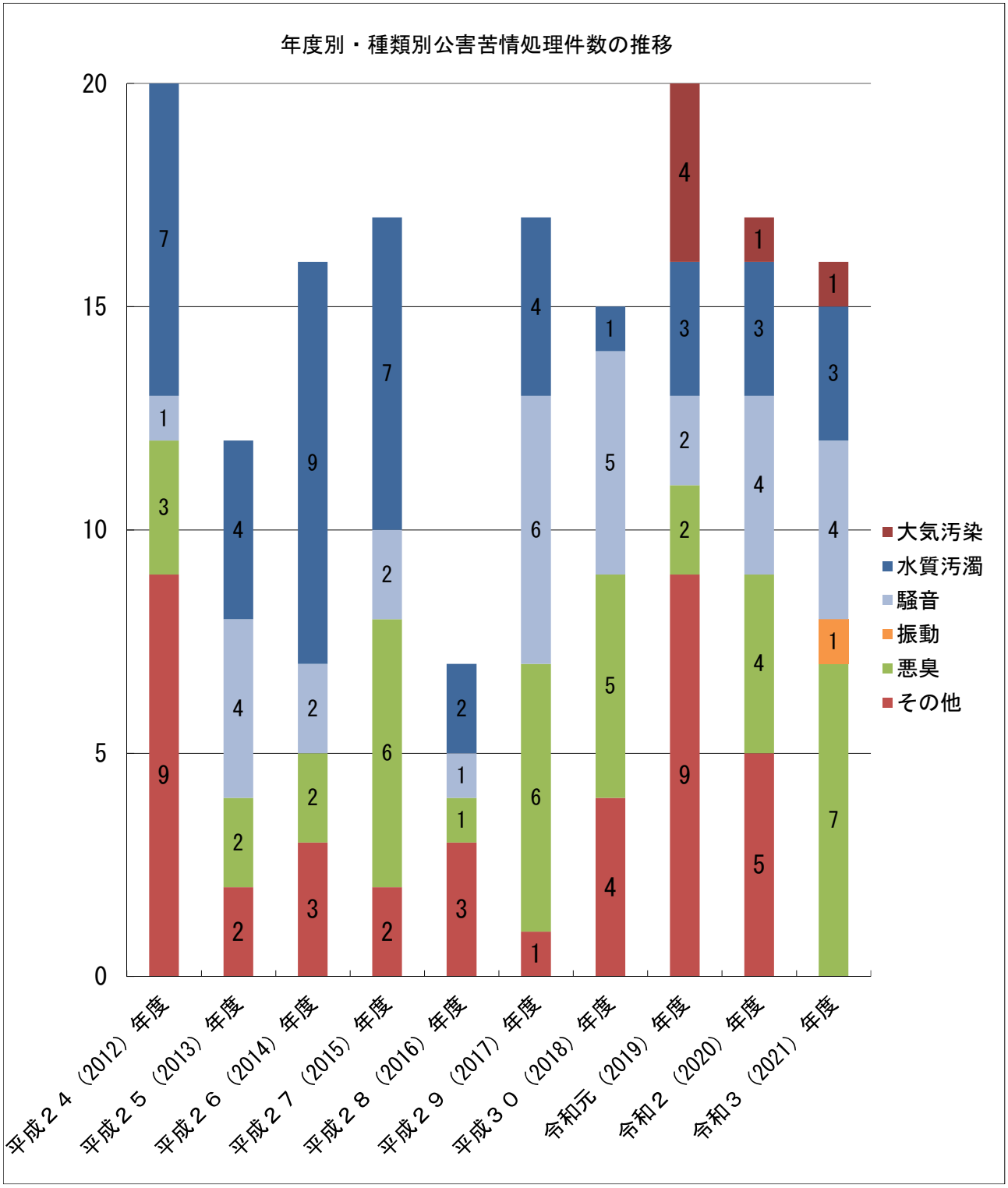

３　公害苦情発生分布

令和３（2021）年度の公害苦情の発生場所と種類は次のとおりです。

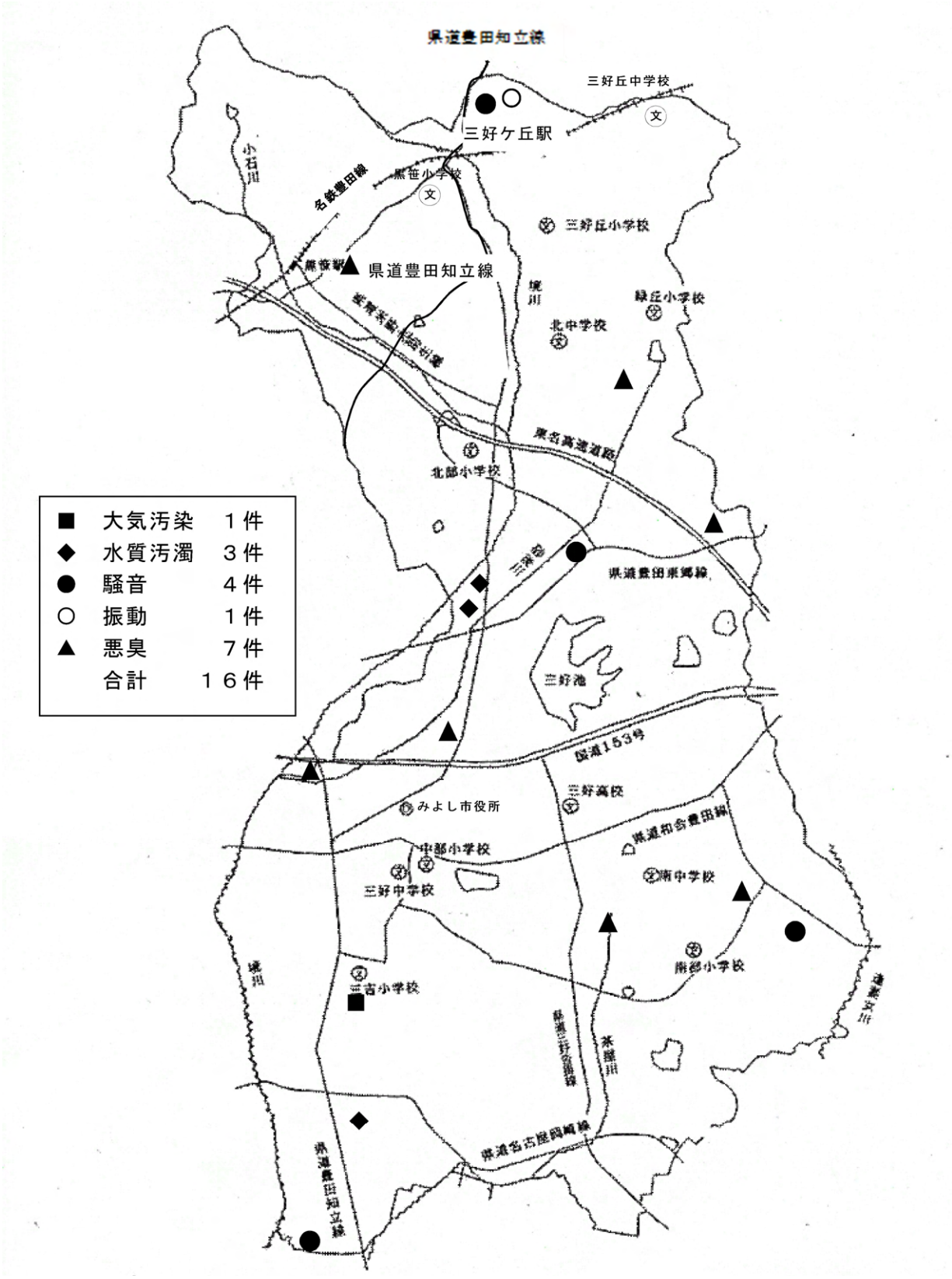

４　月別・種類別苦情受付件数の状況

令和３（2021）年度の公害苦情の月別・種類別受付件数の状況は、次のとおりです。

（単位：件）

種類＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
大気汚染						1							1
水質汚濁						2					1		3
騒音	1	2	1										4
振動		1											1
悪臭		2	1	2		1			1				7
合計	1	5	2	2		4			1		1		１６

５　年度別・発生源別公害苦情件数

公害苦情の発生源別、年度別件数の推移は次のとおりです。

（単位：件）

種類	年度＼発生源	合計	製造事業所					建築土木工事	牧畜畜産農業	家庭生活	商店飲食店	農作業	その他	不明
			食料品	化学工業	金属製品・鉄鋼	機械・器具	その他							
大気汚染	令和元（2019）年度	4						2					2	
	令和２（2020）年度	1					1							
	令和３（2021）年度	1			1									
水質汚濁	令和元（2019）年度	3												3
	令和２（2020）年度	3	1				1							1
	令和３（2021）年度	3	1		1									1
騒音	令和元（2019）年度	2	1		1									
	令和２（2020）年度	4				2	2							
	令和３（2021）年度	4			2		1	1						
振動	令和元（2019）年度	0												
	令和２（2020）年度	0												
	令和３（2021）年度	1					1							
悪臭	令和元（2019）年度	2											2	
	令和２（2020）年度	4					1					2	1	
	令和３（2021）年度	7		1		1				2	1	2		
その他	令和元（2019）年度	9			1			1					7	
	令和２（2020）年度	5					1					1	3	
	令和３（2021）年度	0												

６　用途地域別公害苦情発生状況

令和３（2021）年度における公害苦情の用途地域別発生の状況は、次のとおりです。

（単位：件）

種類＼用途	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	合計
大気汚染											１			１
水質汚濁												３		３
騒音											１		３	４
振動													１	１
土壌汚染														０
悪臭								１		１			５	７
その他														０
合計	０	０	０	０	０	０	０	１	０	１	２	３	９	１６

Ⅳ　大気汚染

Ⅵ　大気汚染

１　大気汚染の概要

大気汚染とは、大気中に様々な汚染物質があり、そのままでは人の健康や生活環境に悪影響が生じてくるとみられるような状態を言います。

その原因物質としては、工場、事業場等の固定発生源から発生するばい煙や、粉じんとして排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、自動車や航空機等の移動発生源から排出される窒素酸化物、炭化水素等があり、これらは太陽の紫外線によって二次的汚染物質としての光化学オキシダントを生成します。これらの物質は、大気汚染防止法等により排出基準や環境基準が定められています。さらに近年では硫黄酸化物による酸性雨、二酸化炭素等による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊といった地球規模の環境問題が顕在化しており、その対策について日本はもとより世界各国で各種の取り組みがなされています。

本市におきましても降下ばいじん測定調査、自動車排気ガス測定調査を実施し汚染状況の監視や現状把握を行うことで、大気汚染防止に努めています。

また、低公害車、低燃費車の普及に向け、平成７（1995）年度から低公害車を公用車へ計画的に導入し、活用しています。さらに低公害車を購入した市民や市内事業所に対し補助金を交付し、大気汚染の削減に取り組んでいます。

２　大気汚染調査結果

(1) 自動車排気ガス測定調査

大気汚染の中心的原因物質は、窒素酸化物、炭化水素等が考えられますが、その発生源としては、自動車等の移動発生源からの排出が大半を占めていると考えられます。

令和３（2021）年度は１地点で自動車排出ガス調査を行いました。

ア　調査地点：三好公園第４駐車場（みよし市三好町井ノ花地内）

イ　調査期間：令和３（2021）年１０月２０日から令和３（2021）年１１月９日まで

浮遊粒子状物質

浮遊物質のうち、１０ミクロン以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排気ガスなどから発生し気道や肺に沈着して人体に悪影響を与えているといわれています。

項目 / 調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準との対比		１時間値の最高値	環境基準の適否
				日平均値が0.1 mg/㎥を超えた日数	１時間値が0.2 mg/㎥を超えた回数		
	（日）	（時間）	（mg/㎥）	（日）	（回）	（mg/㎥）	適：○ 否：×
三好公園第４駐車場	21	504	0.008	0	0	0.034	○

環境基準：１時間値の１日平均値が、0.10mg/㎥以下であり、かつ、１時間値が0.20mg/㎥以下であること。（昭和４８年環境庁告示２５）

一酸化炭素

主な発生源は自動車排出ガスで、喫煙によっても体内に吸収されます。高濃度の汚染にさらされると、頭痛、めまいなどの中毒症状を起こし死亡に至ることもあります。

項目 調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準との対比		1時間値の最高値	環境基準の適否
				日平均値が10ppm を超えた日数	1時間値の8時間平均値が 20ppm を超えた回数		
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(mg/㎥)	適：○ 否：×
三好公園 第４駐車場	21	504	0.2	0	0	0.6	○

環境基準：１時間値の１日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。（昭和４８年環境庁告示２５）

二酸化窒素

ボイラーや自動車等の燃焼過程や硝酸などの化学物質の製造過程で発生します。急性呼吸器疾患率の増加など呼吸器系統への影響があります。

項目 調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準との対比		1時間値の最高値	環境基準の適否
				日平均値が0.04ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数	日平均値が0.06 ppm を越えた日数		
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(mg/㎥)	適：○ 否：×
三好公園 第４駐車場	21	504	0.011	0	0	0.033	○

環境基準：１時間値の１日平均値が、0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下であること。（昭和５３年環境庁告示３８）

二酸化硫黄

石炭や石油の燃焼時に発生し、火山ガスにも含まれます。せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。酸性雨の原因物質としても知られています。

項目 調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準との対比		1時間値の最高値	環境基準の適否
				日平均値が0.04ppm を超えた日数	1 時間値が0.1ppm を超えた回数		
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(mg/㎥)	適：○ 否：×
三好公園 第４駐車場	21	504	0.001	0	0	0.003	○

環境基準：１時間値の１日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（昭和４８年環境庁告示２５）

光化学オキシダント

工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受けて変質した酸化性物質の中から二酸化窒素をのぞいたものです。光化学スモッグの原因となり、高濃度では喉や鼻の粘膜への影響が知られています。

項目 / 調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	環境基準との対比 1時間値が0.06ppmを超えた回数	1時間値の最高値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(mg/㎥)	適：○ 否：×
三好公園 第４駐車場	21	504	0.028	0	0.059	○

環境基準：１時間値が0.06ppm以下であること。(昭和４８年環境庁告示２５)

(2) デポジットゲージ法による降下ばいじん調査

物の燃焼等によって生じた「すす」等が大気中で粒子状物質となったものを「ばいじん」、「粉じん」と呼びます。これらの粒子状物質のうち、その物質自体の重みや降水によって地上に落下したものを「降下ばいじん」と言います。

本市では５か所の調査地点で降下ばいじん量調査を行っています。測定値は条件（測定場所、気象等）の影響を受けるため特に基準は設定されていませんが、5ｔ/k ㎡/月以下が望ましいとされています。

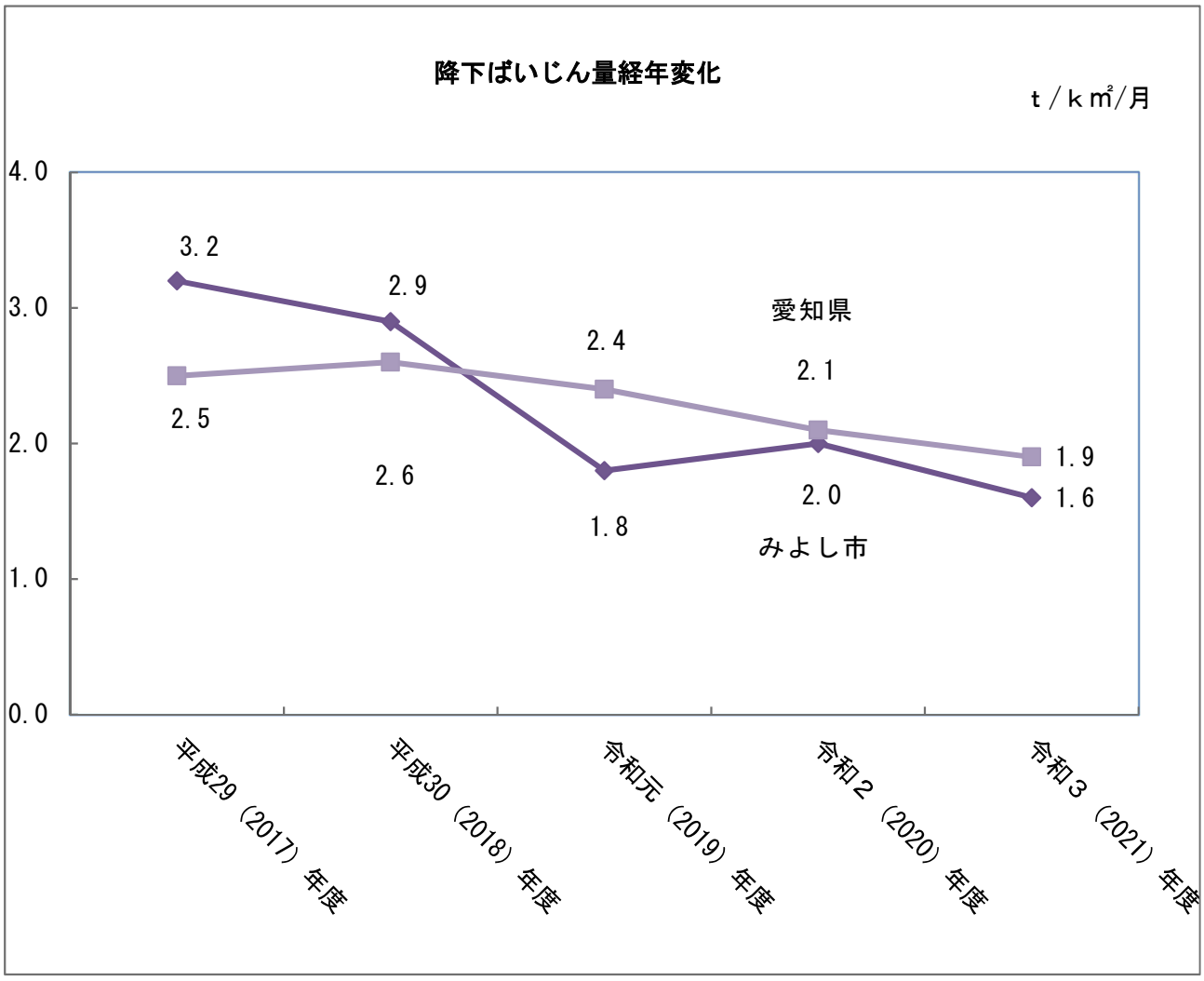

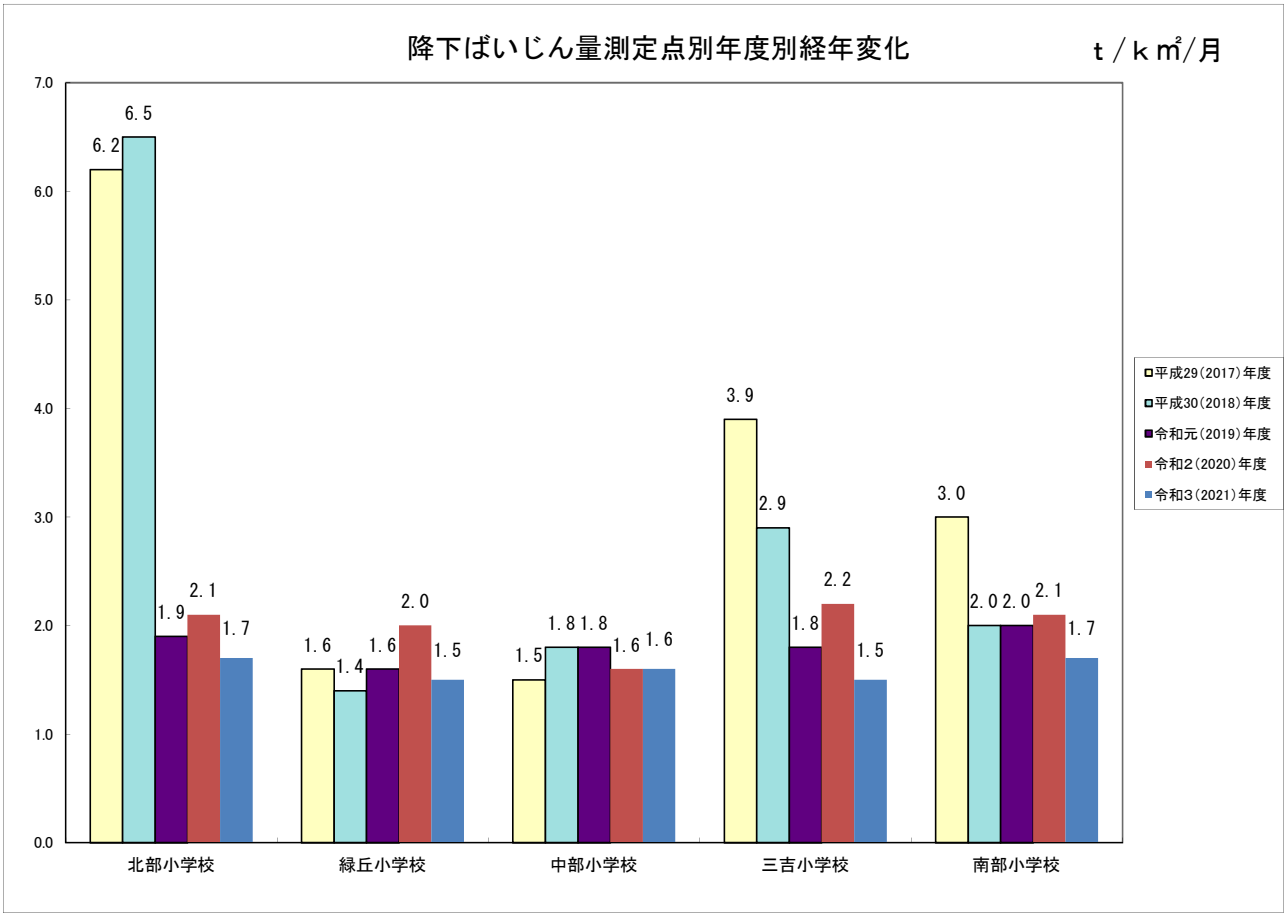

平成３０（2018）年度までは緑丘小学校は茁生浄化センターで、中部小学校はリサイクルステーションみよし（グリーンステーション三好西側駐車場）にて実施

各測定地点の令和３（2021）年度の月別変化を表とグラフで次に示します。

〈降下ばいじん〉　　単位：(t/k ㎡/月)

	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
４月	2.85	1.81	1.46	2.24	0.63
５月	2.38	1.71	1.59	1.55	2.67
６月	2.62	2.24	2.89	1.68	2.56
７月	2.03	2.23	2.94	2.15	3.20
８月	2.52	2.91	2.50	2.76	2.44
９月	2.64	2.10	1.84	2.73	2.57
１０月	1.15	1.80	1.58	0.82	1.22
１１月	0.92	0.87	1.11	0.50	1.44
１２月	1.73	1.00	2.55	2.62	2.00
１月	0.43	0.68	0.80	0.37	0.56
２月	0.17	0.10	0.10	0.08	0.44
３月	0.40	0.94	0.25	0.21	0.51
平　均	1.65	1.53	1.63	1.48	1.69

〈硫酸イオン〉　　単位：（t/k ㎡/月）

	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
４月	0.42	0.38	0.39	0.48	0.36
５月	0.11	0.09	0.08	0.12	0.09
６月	0.09	0.09	0.08	0.11	0.09
７月	0.25	0.34	0.17	0.18	0.28
８月	0.14	0.10	0.10	0.12	0.17
９月	0.07	0.05	0.07	0.08	0.08
１０月	0.12	0.10	0.17	0.18	0.11
１１月	0.03	0.01	0.04	0.02	0.04
１２月	0.08	0.07	0.10	0.10	0.13
１月	0.05	0.04	0.06	0.05	0.06
２月	0.02	0.01	0.02	0.03	0.02
３月	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02

〈ＰＨ〉

	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
４月	4.7	5.3	4.7	5.8	6.3
５月	4.6	4.9	4.7	5.8	6.2
６月	4.9	4.8	4.5	5.2	5.8
７月	4.6	4.7	4.4	5.3	6.2
８月	4.6	4.8	4.7	5.8	6.5
９月	4.5	4.7	4.6	5.4	6.3
１０月	4.4	4.6	4.5	5.8	5.9
１１月	4.9	6.0	4.5	6.0	6.3
１２月	4.7	5.1	4.8	6.2	6.4
１月	4.5	4.9	5.1	6.6	6.7
２月	5.0	5.6	5.1	6.8	6.1
３月	4.3	5.4	4.8	6.0	6.7

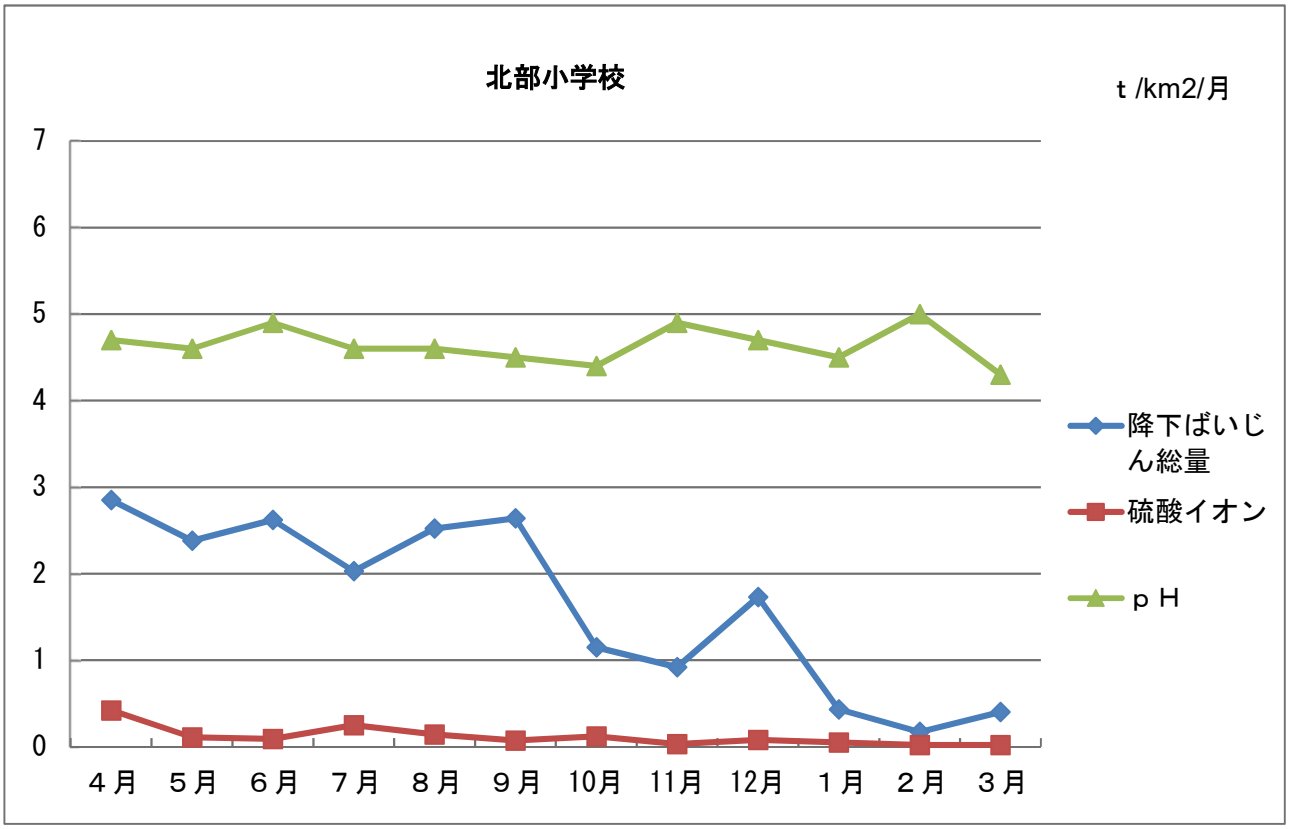

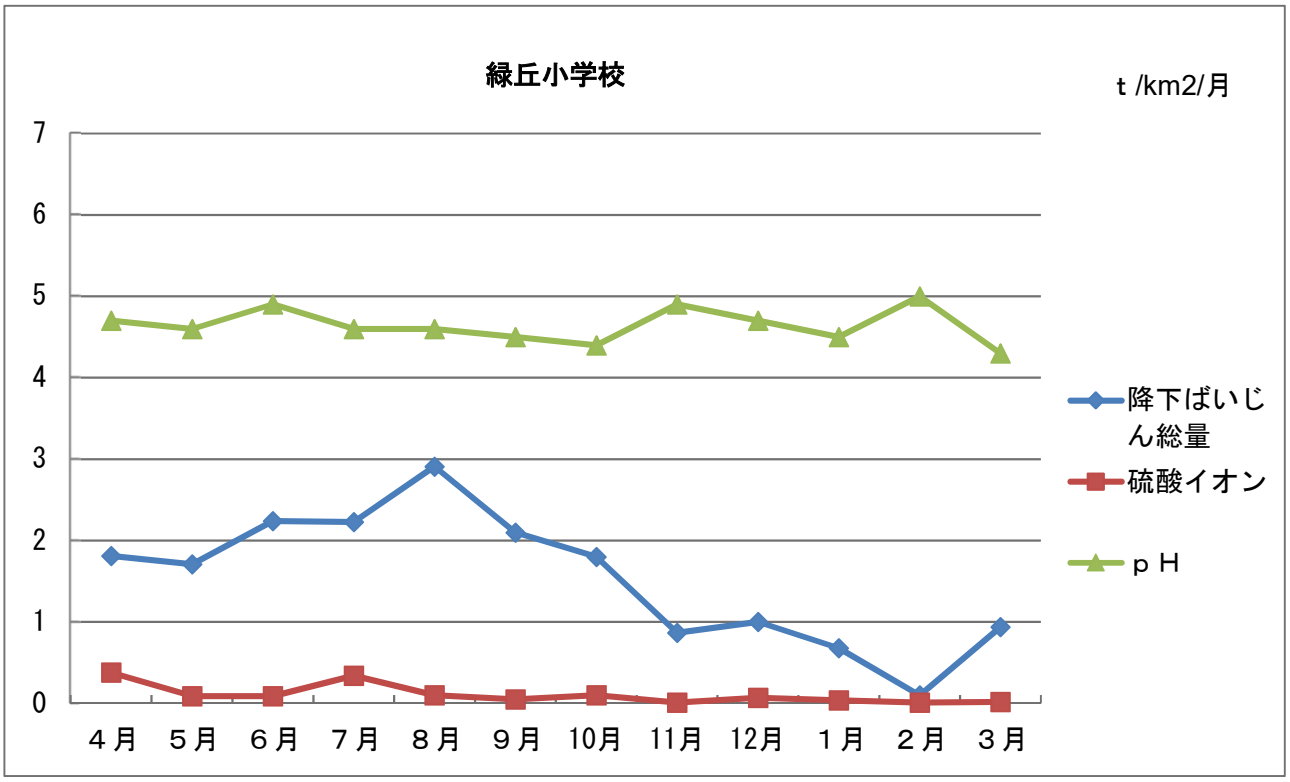
緑丘小学校
t /km2/月
7
6
5
4
3
2
1
0
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10月
11月
12月
１月
２月
３月
降下ばいじん総量
硫酸イオン
ｐＨ

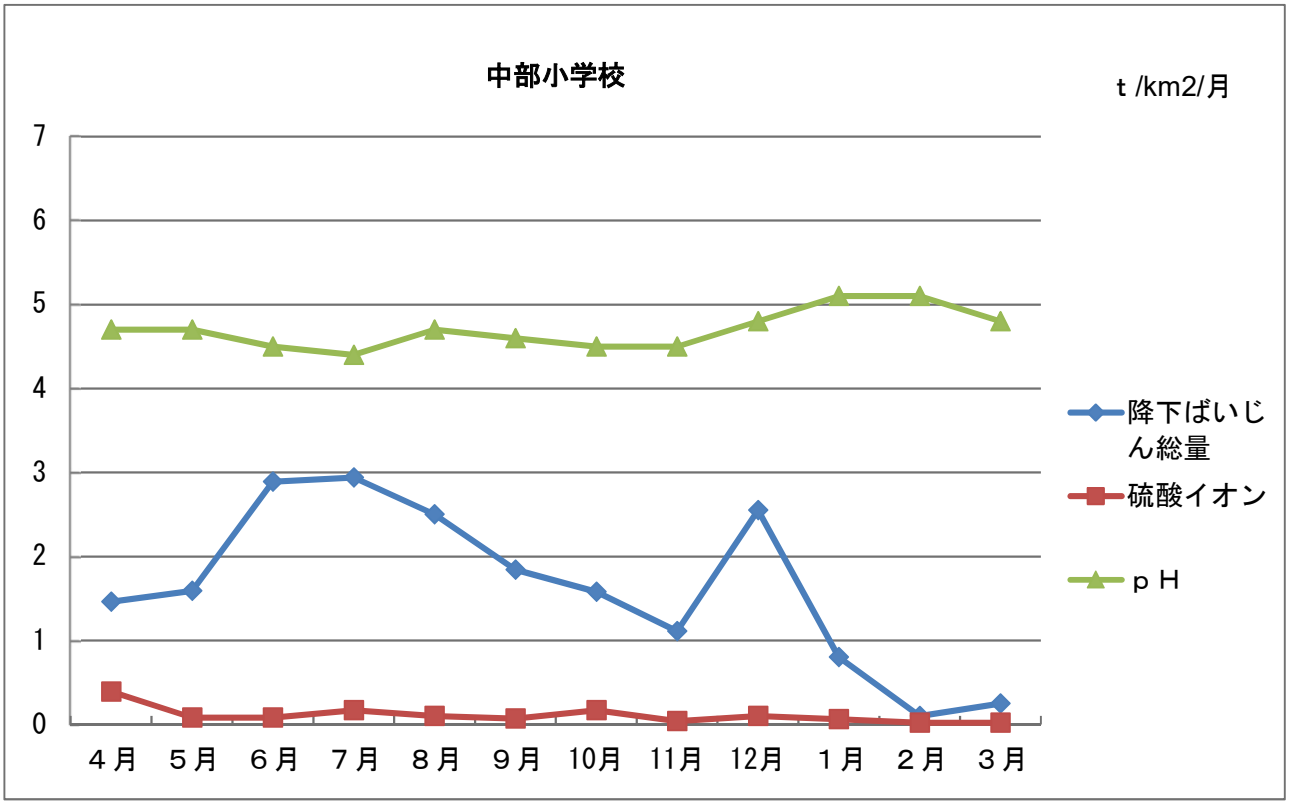
中部小学校
t /km2/月
7
6
5
4
3
2
1
0
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10月
11月
12月
１月
２月
３月
降下ばいじん総量
硫酸イオン
ｐＨ

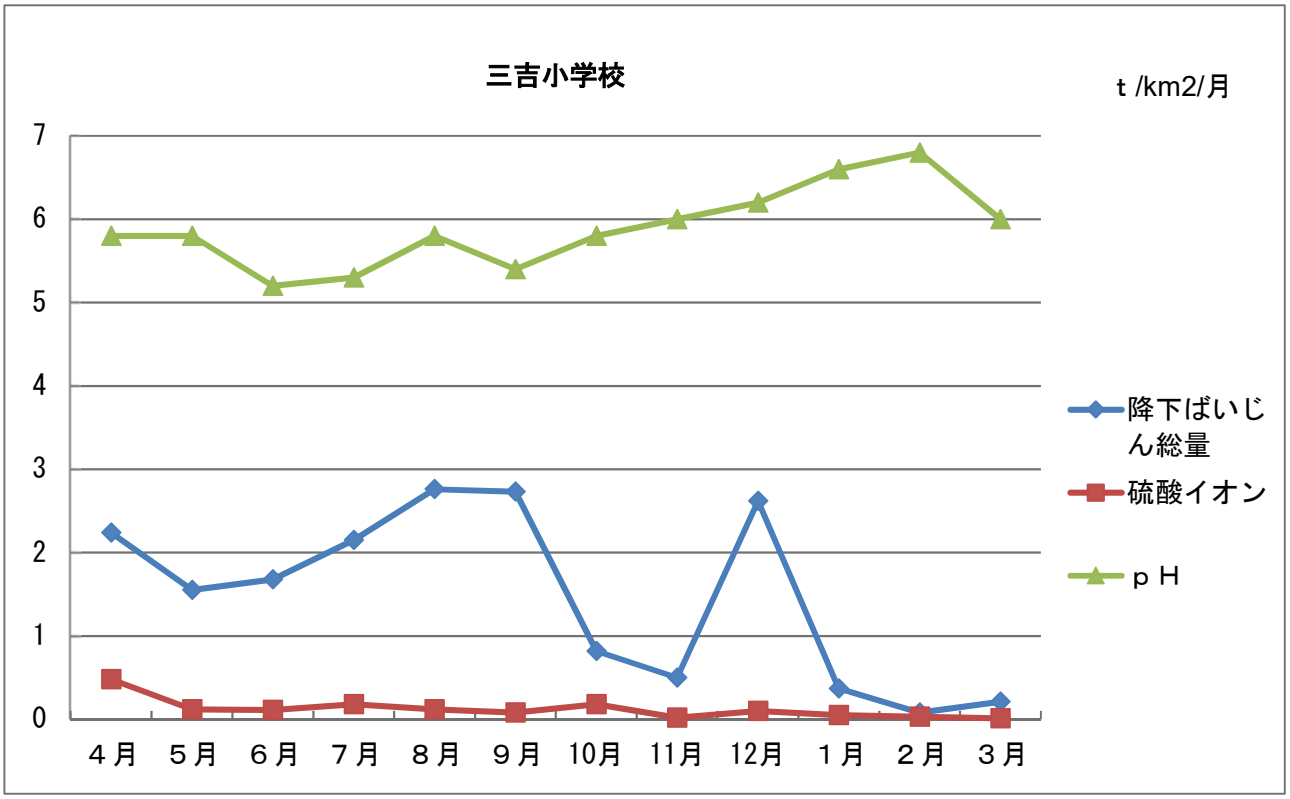
三吉小学校
t /km2/月
7
6
5
4
3
2
1
0
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10月
11月
12月
１月
２月
３月
降下ばいじん総量
硫酸イオン
ｐＨ

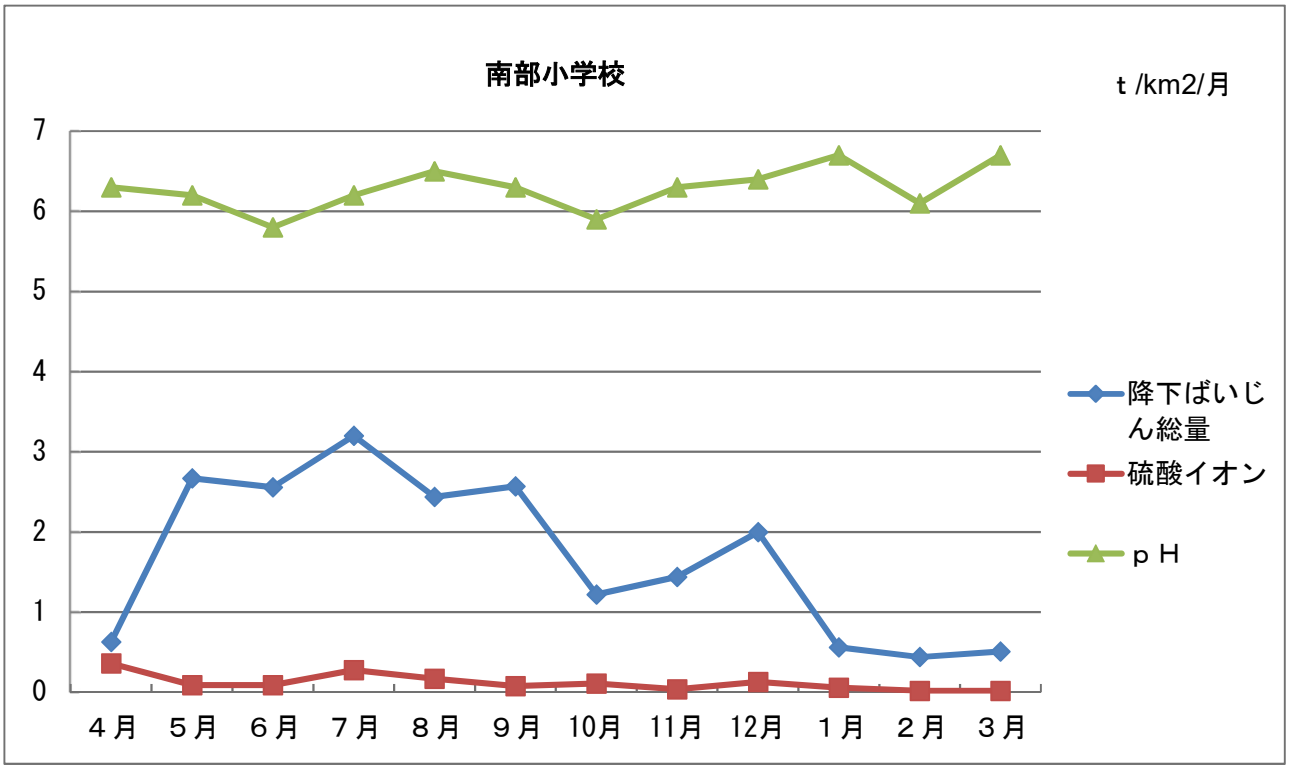
南部小学校
t /km2/月
7
6
5
4
3
2
1
0
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10月
11月
12月
１月
２月
３月
降下ばいじん総量
硫酸イオン
ｐＨ

(3) 大気測定の地点図

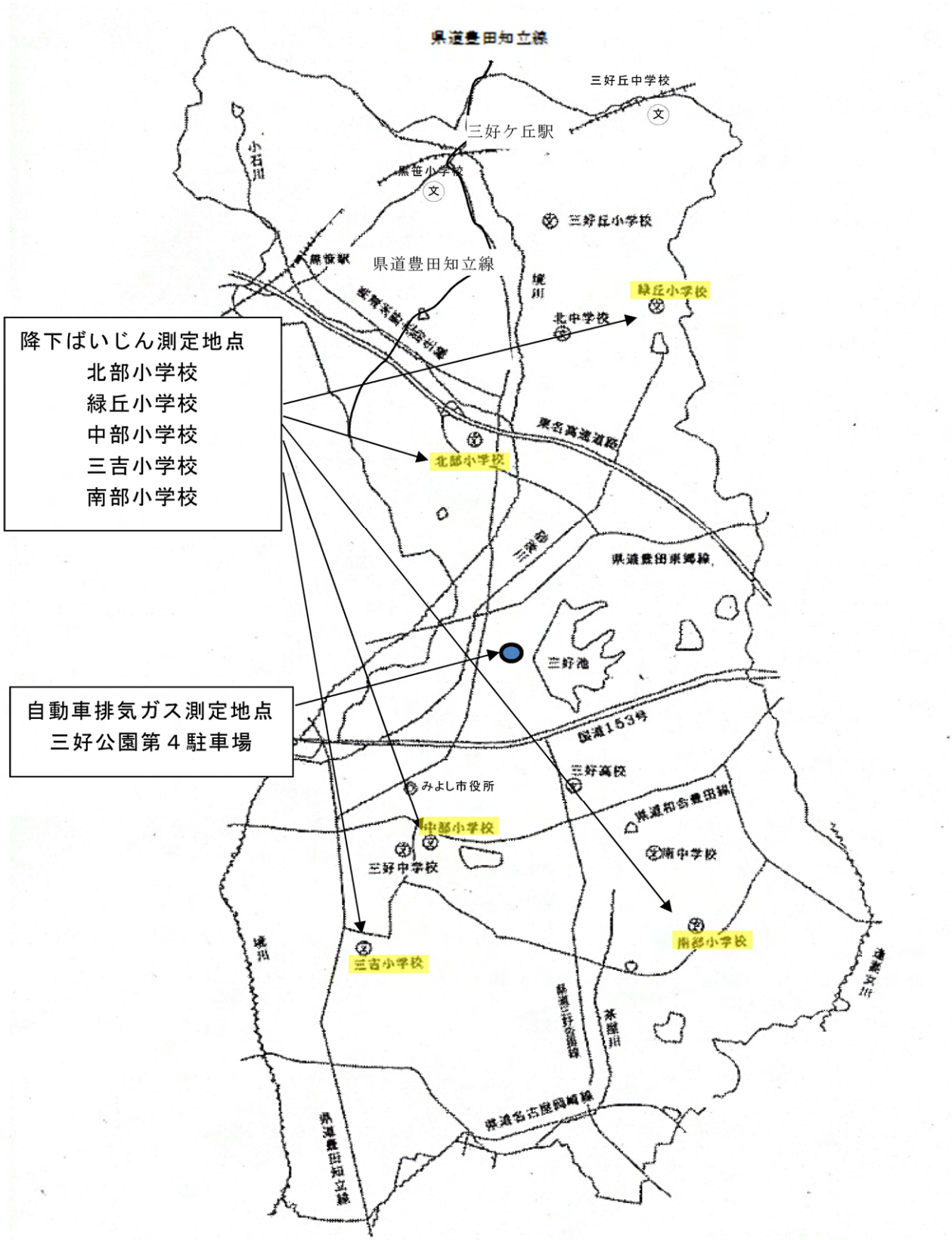
県道豊田知立線
三好丘中学校
三好ケ丘駅
黒笹小学校
三好丘小学校
黒笹駅
県道豊田知立線
緑丘小学校
北中学校
降下ばいじん測定地点
北部小学校
緑丘小学校
中部小学校
三吉小学校
南部小学校
東名高速道路
北部小学校
県道豊田東郷線
三好池
自動車排気ガス測定地点
三好公園第４駐車場
国道153号
三好高校
みよし市役所
県道知立豊田線
中部小学校
南中学校
三好中学校
南部小学校
三吉小学校
県道名古屋岡崎線
県道豊田知立線

Ⅴ　水質汚濁

Ⅴ　水質汚濁

１　水質汚濁の概要

水質汚濁とは、主として工場、事業場、家庭から排出される水の中に含まれる有機物、重金属及びその他の物質が河川等に流入して人が生活するのに不都合な状態が生じることをいいます。

水の汚れは、かつて産業排水が主な原因となっていましたが、工場などに対する規制が強化され、排水処理対策の進んだ今日では、家庭から排出される生活排水が汚れの大きな原因となっています。

きれいな川や海を将来の子どもたちに残すためにも、私たちは周辺の河川や池、さらに排水路などにも目を向け、生活排水が汚濁の原因であることや水は無限の資源ではなく循環利用することが重要であることを十分に認識して、各家庭で身近にできることから少しずつでも水質汚濁防止に向けて努力していくことが必要です。

本市においては、河川等の水質を把握し、生活環境の保全を図るため、境川を始めとする主な河川やため池等の水質調査、河川底質調査、生息魚類調査及び水生生物調査を実施しています。

２　水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年１２月２８日環境庁告示第５９号）

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	評価基準	項目	評価基準	項目	評価基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ジマジン	0.003mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川・生活環境項目）

項目 該当水域	類型	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
境川、小石川 茶屋川、砂後川	Ｂ	水道３級、 水産２級 及びＣ以下の欄	6.5 以上 8.5 以下	３mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
――	Ｃ	水産３級、 工業用水１級 及びＤ以下の欄	6.5 以上 8.5 以下	５mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	――
逢妻女川	Ｄ	工業用水２級、 農業用水 及びＥの欄	6.0 以上 8.5 以下	８mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	――
――	Ｅ	工業用水３級 及び環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	――

ア　水道　　３級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの
イ　水産　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　３級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
ウ　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　２級：薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの
　　３級：特殊の浄水操作を行うもの
エ　環境保全　　：国民の日常生活において不快感を生じない限度

３　河川の水質状況

(1) 河川水質調査結果（健康項目）

令和３（2021）年度の人の健康の保護に関する項目については、各調査地点とも環境基準に適合していました。調査結果は次のとおりです。

単位：mg/L

採水地点		境川		砂後川		逢妻女川	
		福田町大沢池内		三好町上砂後地内		打越町向野地内	
採水日		８月 24 日	２月７日	８月 24 日	２月７日	８月 24 日	２月７日
天候		曇り	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ
測定項目	全シアン	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
	カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
	鉛	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	砒素	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満

(2) 河川水質調査結果（生活環境項目）

令和３（2021）年度は、４月２８日、６月１８日、８月２４日、１０月２９日、１２月２７日及び２月７日に河川水質調査を実施しました。各測定点の調査結果と環境基準適合状況は、次のとおりです。

単位　ｐＨ：なし　大腸菌群数：MPN/100mL　その他：mg/L

ア　境川（源流付近）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	0.8	1.1	0.5未満	○
ＳＳ	6	9	2	○
ＤＯ	11.4	19	8.3	○
ｐＨ	7.1	7.5	6.7	○
大腸菌群数	8,590	25,000	280	×
塩化物イオン	6.7	15	3.5	
全窒素	0.50	0.74	0.36	
全リン	0.053	0.077	0.031	

イ　小石川（落合橋下流）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	0.8	1.0	0.5未満	○
ＳＳ	3.8	5	2	○
ＤＯ	12	15	8.9	○
ｐＨ	7.6	7.8	7.2	○
大腸菌群数	7,333	31,000	340	×
塩化物イオン	11.9	19	4.5	
全窒素	0.85	1.1	0.51	
全リン	0.040	0.069	0.019	

ウ　境川（打上橋下流）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	3.4	6.7	1.0	×
ＳＳ	5	7	2	○
ＤＯ	12	14	8.8	○
ｐＨ	7.5	7.8	7.3	○
大腸菌群数	3,032	11,000	150	○
塩化物イオン	11	18	4.8	
全窒素	2.3	3.7	0.90	
全リン	0.140	0.340	0.070	

エ　砂後川（平池地内）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	1.6	2.4	0.7	○
ＳＳ	8	21	1未満	○
ＤＯ	11	14	8.7	○
ｐＨ	7.6	7.9	7.1	○
大腸菌群数	8,890	34,000	440	×
塩化物イオン	11	16	6.3	
全窒素	1.7	2.1	1.2	
全リン	0.15	0.30	0.056	

オ　境川（西一色地内）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	1.9	2.6	0.5未満	○
ＳＳ	6	13	2	○
ＤＯ	12	16	9.5	○
ｐＨ	7.7	8.0	7.3	○
大腸菌群数	5,786	24,000	98	×
塩化物イオン	16	26	8.0	
全窒素	2.0	3.1	1.0	
全リン	0.13	0.20	0.10	

カ　境川（境川橋下流）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	1.7	2.5	1.1	○
ＳＳ	6	14	1	○
ＤＯ	13	16	10.0	○
ｐＨ	7.7	7.9	7.3	○
大腸菌群数	4,441	19,000	40	○
塩化物イオン	16	30	6.7	
全窒素	2.0	2.8	0.94	
全リン	0.12	0.19	0.086	

キ　逢妻女川（郡界橋下流）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	1.5	2.4	0.9	○
ＳＳ	13	57	2	○
ＤＯ	13	16	9.5	○
ｐＨ	7.6	7.9	7.4	○
大腸菌群数	6,567	17,000	60	
塩化物イオン	21	39	9	
全窒素	2.4	3.6	1.3	
全リン	0.12	0.23	0.067	

ク　茶屋川（明知地内）

項目	平均値	最大値	最小値	適合状況
ＢＯＤ	1.8	2.3	0.5未満	○
ＳＳ	203	1,200	1	×
ＤＯ	12	18	11	○
ｐＨ	7.4	7.8	6.7	○
大腸菌群数	9,978	21,000	270	×
塩化物イオン	17	26	9.3	
全窒素	3.7	6.3	1.6	
全リン	0.21	0.48	0.10	

※大腸菌群数の平均値は中央値を採用

(3) 各調査地点の水質の経年変化

ア　境川（源流付近）　　単位：mg/L

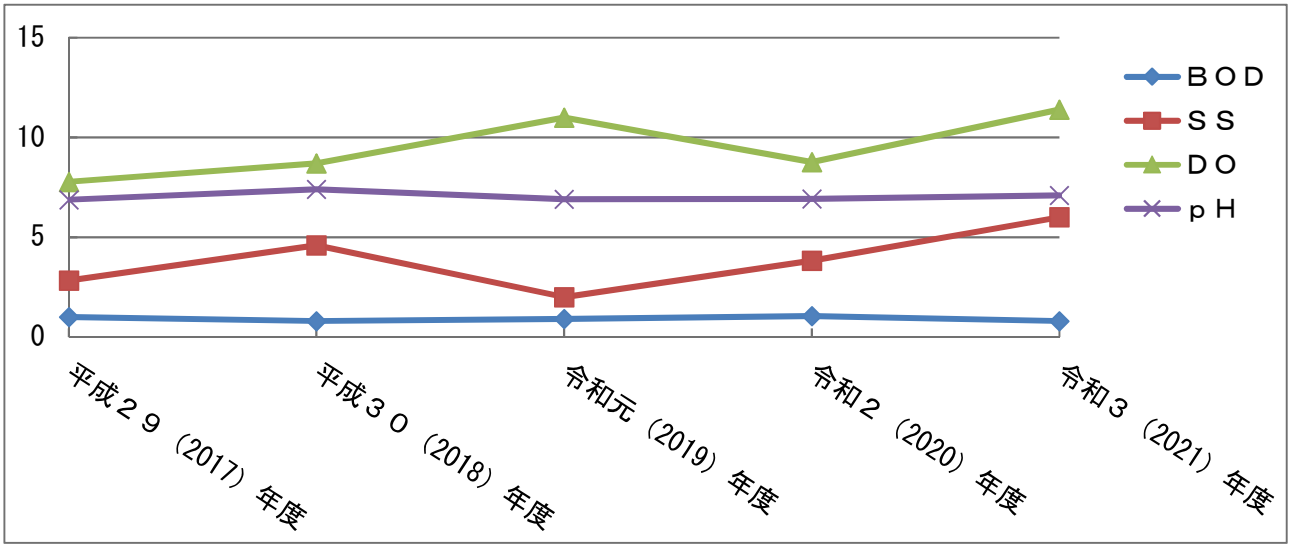

イ　小石川（落合橋下流）　　単位：mg/L

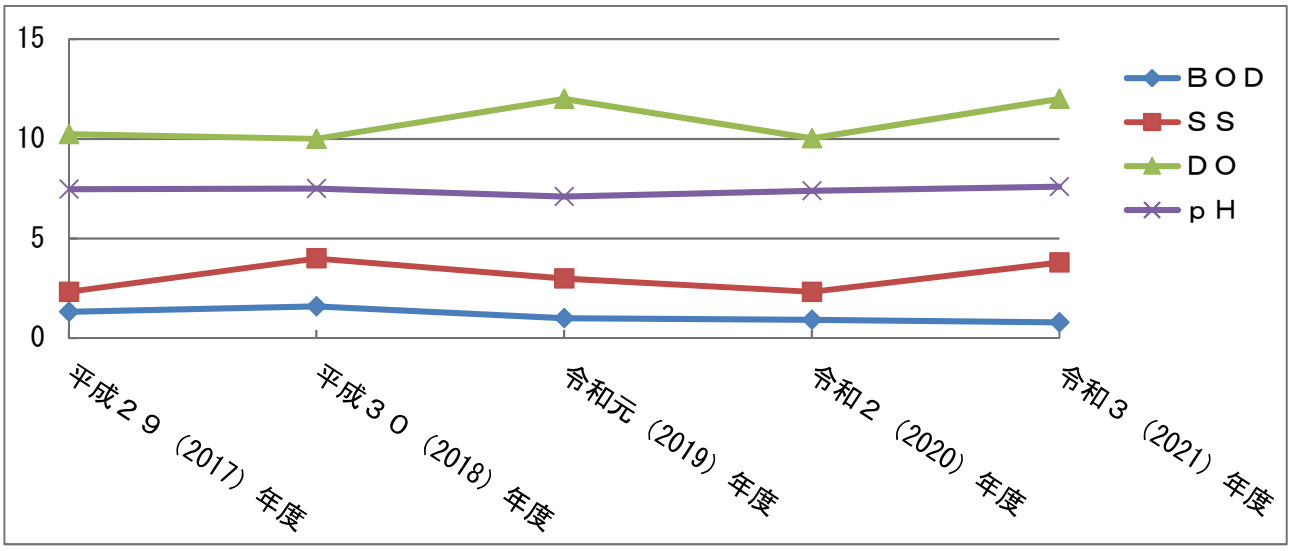

ウ　境川（打上橋下流）　　単位：mg/L

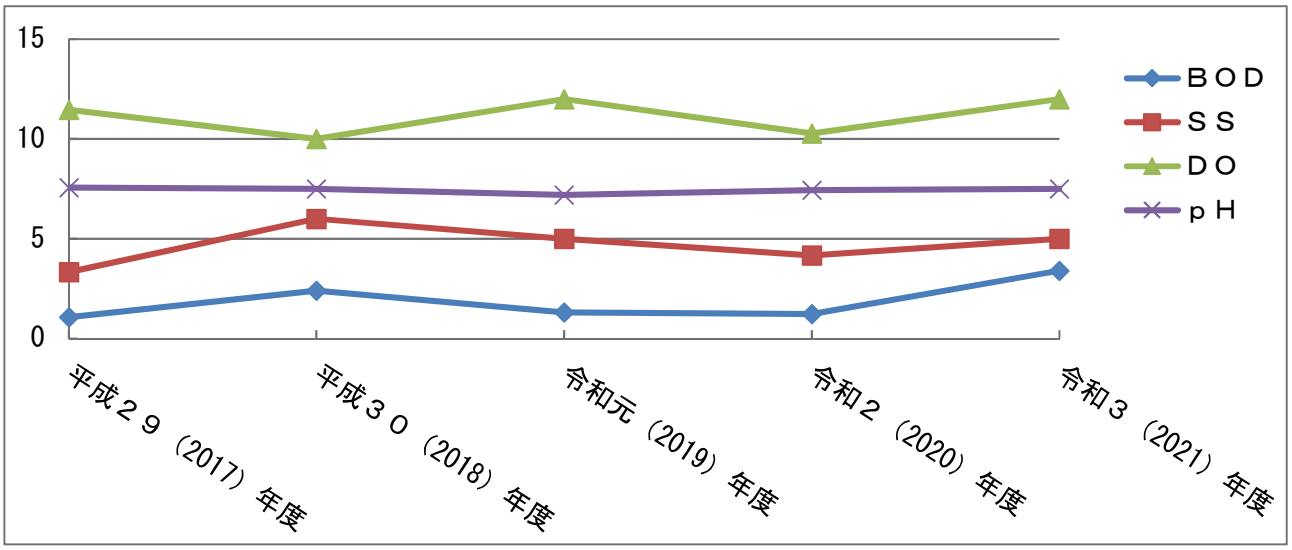

エ　砂後川（平池地内）　　単位：mg/L

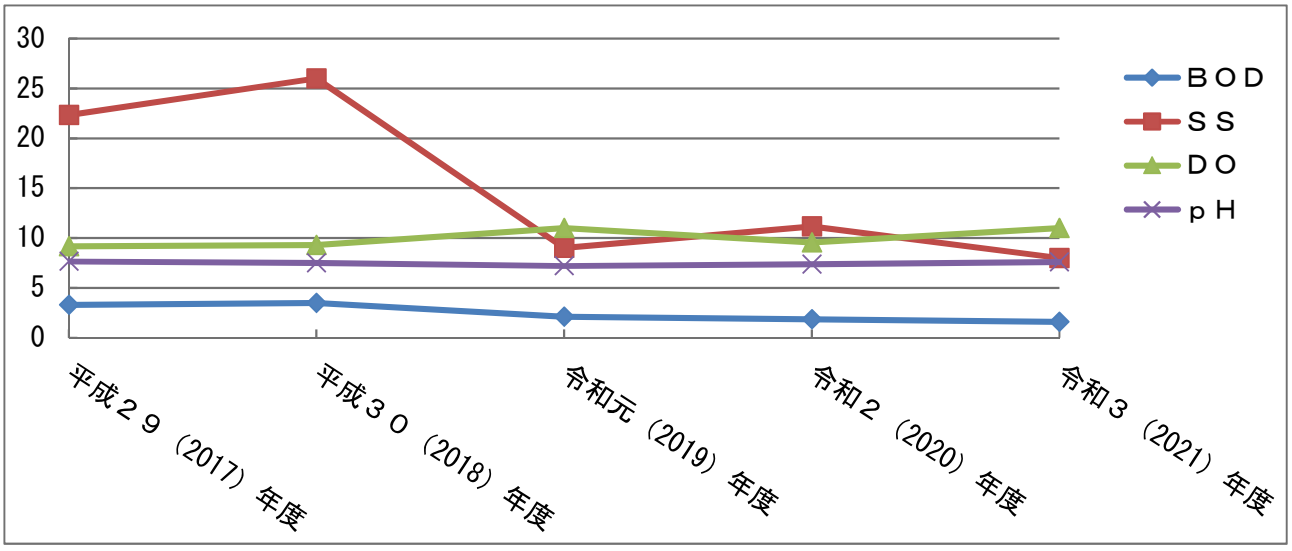

オ　境川（西一色地内）　　単位：mg/L

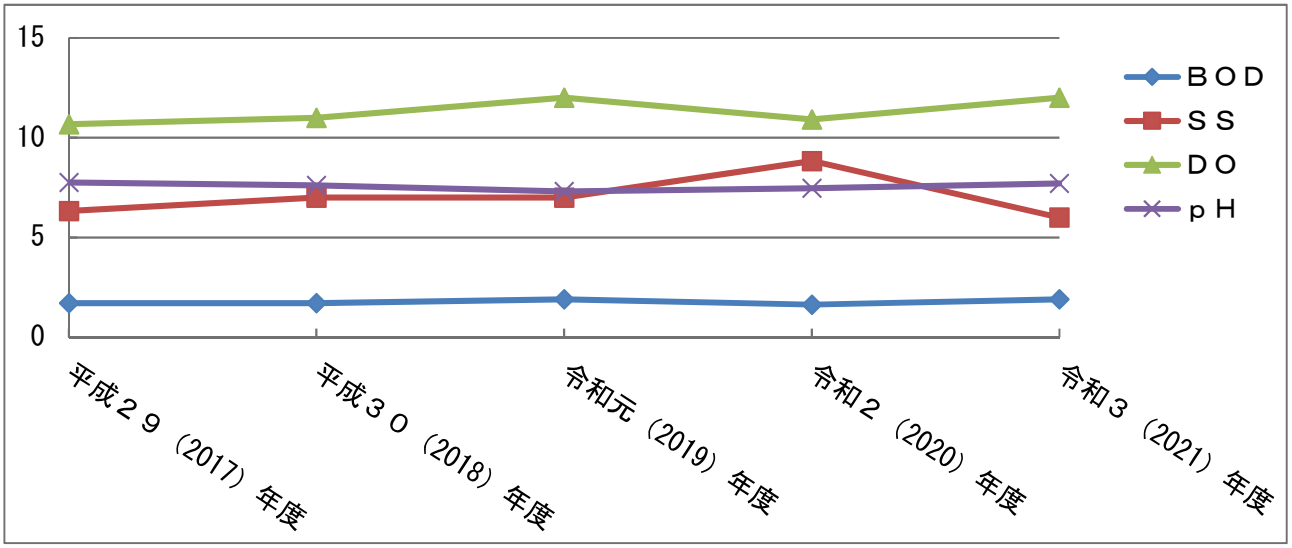

カ　境川（境川橋下流）　　単位：mg/L

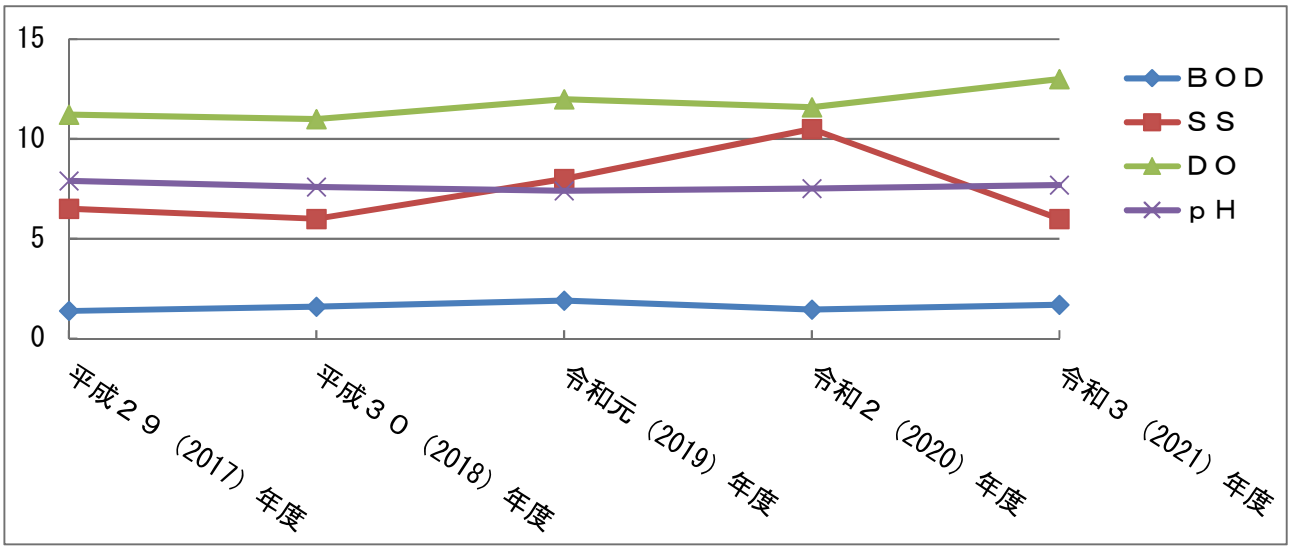

キ　逢妻女川（郡界橋下流）　　単位：mg/L

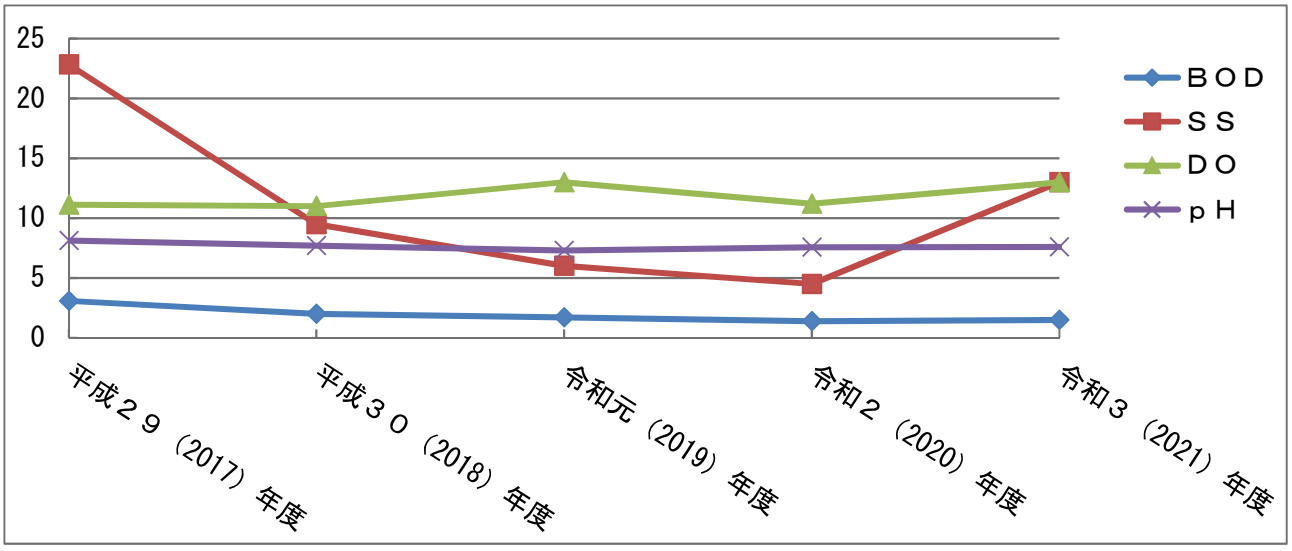

ク　茶屋川（明知地内）　　単位：mg/L

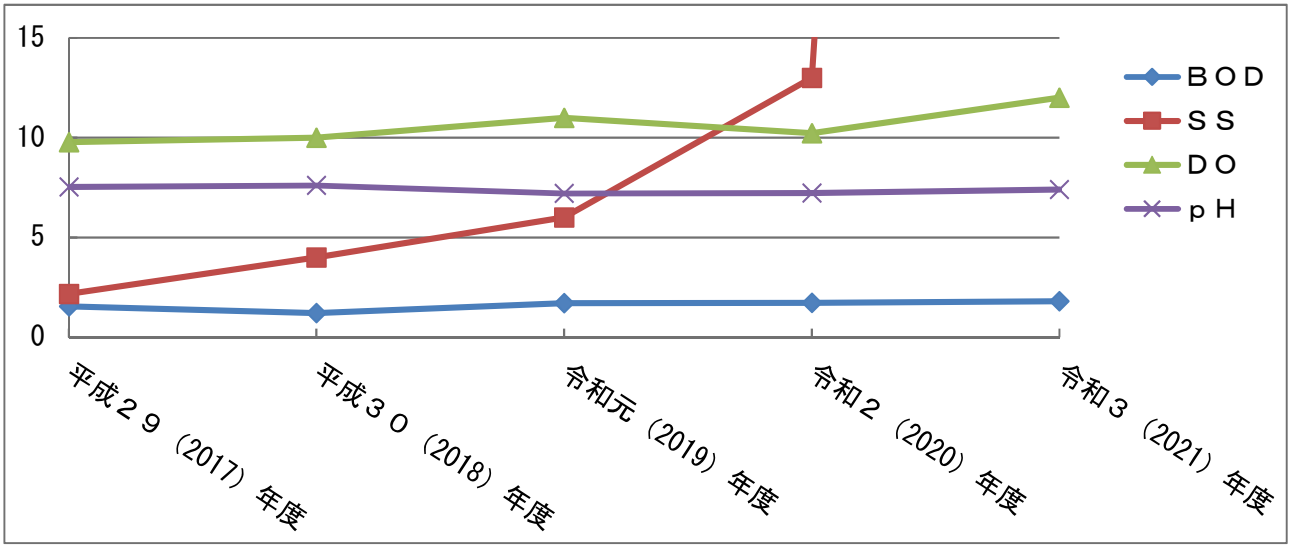

※令和３（2021）年度のＳＳは 203mg/L

(4) 河川の底質調査

令和３（2021）年度における河川底質調査は、小石川、境川上流、境川中流、境川下流、砂後川、茶屋川、逢妻女川の各１地点合計７地点で実施しました。調査結果は次のとおりです。

ア　河川底質調査結果（調査日　令和３（2021）年１０月１５日）　　単位：mg/kg-乾

調査地点／調査項目	小石川	境川上流	境川中流	境川下流	砂後川	茶屋川	逢妻女川
総水銀	0.01	0.01	0.01未満	0.03	0.02	0.04	0.02
カドミウム	0.05未満	0.15	0.05未満	0.06	0.09	0.05未満	0.06
鉛	2.5	5.3	1.1	3.5	5.0	3.9	1.7
六価クロム	1未満	2	1未満	1未満	1	1未満	1未満
砒素	0.9	1.6	0.7	0.6	1.8	0.6	0.5未満
全シアン	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

イ　河川底質調査結果のまとめ

令和３（2021）年度の調査結果では、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアンについて、低いレベルで安定していました。

また、河川の底土に含有する有害物質検出量は土壌汚染が懸念されるような結果ではありませんでした。

(5) 水生生物調査

水生生物調査は、河川に住む「肉眼で見ることのできる大きさ」の様々な生物（指標生物）を調べ、その結果から河川の水質（汚れの程度）を知ろうとするものです。

令和３（2021）年度は春季調査では７綱１７目４５種、秋季調査では７綱１５目４５種で全７綱１７目５４種が確認されました。

河川の調査地点ではマルスダレガイ目、カゲロウ目、エビ目、トビケラ目、ハエ目などが優占しており、ため池の調査地点ではイトミミズ目、エビ目、ハエ目が多く見られました。

重要種は令和２（2020）年度と同じくコオイムシの１種が確認されました。

外来種はアメリカツノウズムシ、ハブタエモノアラガイ、サカマキガイ、ヒロマキミズマイマイ、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニが確認されました。

令和２（2020）年度から確認種の組成は大きく変化しておらず、生態系に大きな変化はないと考えられますが、みよし市内の河川及びため池は小規模で環境変化を受けやすいと言われています。そのため、外来種の動向や水質変化などの周辺状況への注意が必要です。

４　ため池の水質状況

(1) ため池水質調査結果

令和３（2021）年度は夏季（令和３（2021）年８月１１日）、冬季（令和４（2022）年２月２２日）に各ため池の調査を行いました。調査結果は次のとおりです。なお、みよし市のため池は環境基準で示す湖沼に該当しないため、調査結果のみ表記しています。

単位　ｐＨ：なし　大腸菌群数：MPN/100mL　その他：mg/L

ア　大坂池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	2.45	1.6	3.3
ＣＯＤ	7.8	4.6	11
ＳＳ	3.5	5	2
ＤＯ	9.2	8.4	10
ｐＨ	7.1	6.8	7.4
大腸菌群数	140	260	20
塩化物イオン	3.45	2.8	4.1
全窒素	0.305	0.22	0.39
全リン	0.0285	0.028	0.029
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

イ　四ツ池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	1.3	0.8	1.8
ＣＯＤ	3.3	2.0	4.6
ＳＳ	3	2	4
ＤＯ	9.3	8.6	10
ｐＨ	7	6.8	7.2
大腸菌群数	212.5	340	85
塩化物イオン	4.2	3.2	5.2
全窒素	0.28	0.11	0.45
全リン	0.013	0.014	0.012
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

ウ　新池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	6.95	7.1	6.8
ＣＯＤ	8.55	6.1	11
ＳＳ	5	5	5
ＤＯ	9.8	9.6	10
ｐＨ	6.95	7.1	6.8
大腸菌群数	990	1,700	280
塩化物イオン	6.9	2.8	11
全窒素	0.64	0.51	0.77
全リン	0.049	0.048	0.05
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

エ　百々池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	7.1	6.9	7.3
ＣＯＤ	4.95	3.4	6.5
ＳＳ	10.5	7	14
ＤＯ	11.5	11	12
ｐＨ	7.1	6.9	7.3
大腸菌群数	145	280	10
塩化物イオン	3.6	2.6	4.6
全窒素	0.35	0.16	0.54
全リン	0.034	0.018	0.05
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

オ　多羅釜池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	1.7	0.8	2.6
ＣＯＤ	4.6	3.8	5.4
ＳＳ	3.5	2	5
ＤＯ	9.85	7.7	12
ｐＨ	7.0	7.0	7.0
大腸菌群数	6,537.5	13,000	75
塩化物イオン	5.15	2.5	7.8
全窒素	0.62	0.14	1.1
全リン	0.020	0.010	0.030
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

カ　保田ケ池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	1.1	0.7	1.5
ＣＯＤ	3.25	2.3	4.2
ＳＳ	5.5	4	7
ＤＯ	10.85	9.7	12
ｐＨ	7.1	7.1	7.1
大腸菌群数	90	160	20
塩化物イオン	2.95	2.4	3.5
全窒素	0.195	0.11	0.28
全リン	0.012	0.009	0.015
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

キ　二池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	3.35	1.1	5.6
ＣＯＤ	8.25	2.5	14
ＳＳ	16.5	6	27
ＤＯ	12	11	13
ｐＨ	7.2	7.0	7.4
大腸菌群数	745	290	1,200
塩化物イオン	3.3	2.5	4.1
全窒素	0.555	0.11	1.0
全リン	0.0765	0.023	0.13
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

ク　清水池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	2.2	1.7	2.7
ＣＯＤ	6.2	5.4	7.0
ＳＳ	4	4	4
ＤＯ	10.2	8.4	12
ｐＨ	7.15	7.0	7.3
大腸菌群数	860	1,200	520
塩化物イオン	5.3	2.8	7.8
全窒素	1.59	0.28	2.9
全リン	0.022	0.016	0.028
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

ケ　細口池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	3.95	2.4	5.5
ＣＯＤ	10.85	6.7	15
ＳＳ	16.5	16	17
ＤＯ	12	11	13
ｐＨ	7.45	7.4	7.5
大腸菌群数	260	320	200
塩化物イオン	4.15	3.6	4.7
全窒素	0.735	0.37	1.1
全リン	0.063	0.041	0.085
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

コ　松葉池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	1.7	1.2	2.2
ＣＯＤ	3.35	3.5	3.2
ＳＳ	7	8	6
ＤＯ	11	10	12
ｐＨ	7.3	7.4	7.2
大腸菌群数	52	63	41
塩化物イオン	3.65	2.6	4.7
全窒素	0.25	0.17	0.33
全リン	0.019	0.018	0.020
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.015 未満	0.01 未満	0.02
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

サ　大池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	6.8	7.6	6.0
ＣＯＤ	8.9	8.8	9.0
ＳＳ	25	24	26
ＤＯ	16	19	13
ｐＨ	8.15	8.6	7.7
大腸菌群数	36	12	60
塩化物イオン	10	8	12
全窒素	1.415	0.53	2.3
全リン	0.185	0.16	0.21
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

シ　三好池

項目	平均値	夏季	冬季
ＢＯＤ	1.15	1.1	1.2
ＣＯＤ	3.55	2.7	4.4
ＳＳ	2	1	3
ＤＯ	10.15	9.3	11
ｐＨ	6.95	6.8	7.1
大腸菌群数	360	520	200
塩化物イオン	2.8	2.3	3.3
全窒素	0.26	0.11	0.41
全リン	0.0105	0.010	0.011
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

(2) 各調査地点の水質の経年変化

ア　大坂池

単位　ｐＨ：なし　その他：mg/L

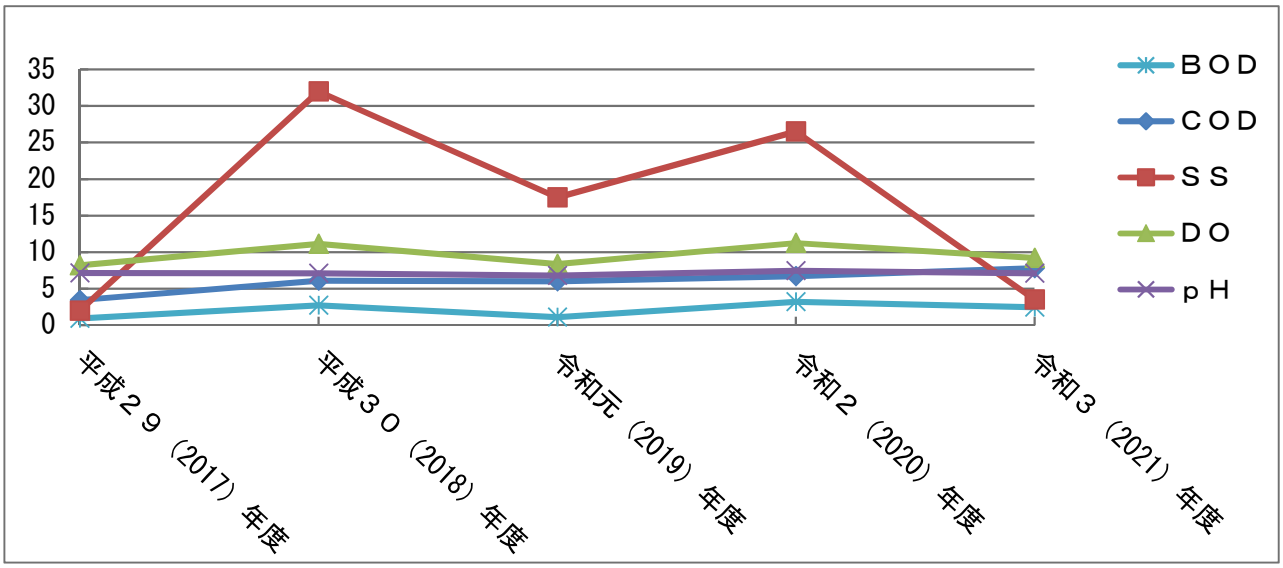

イ　四ツ池

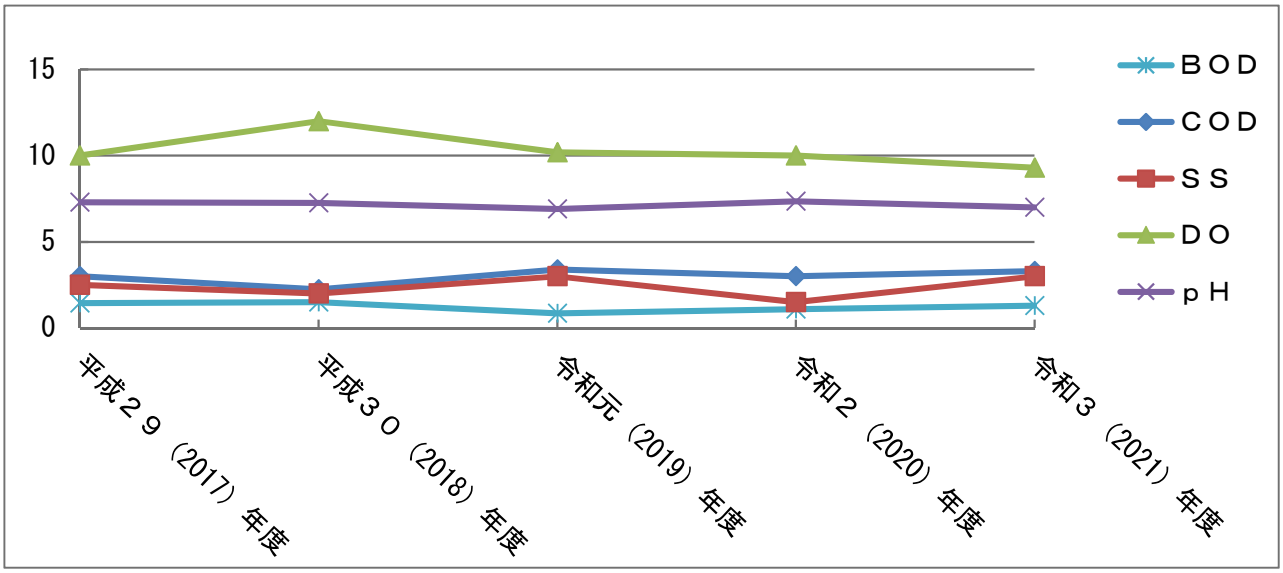

ウ　新池

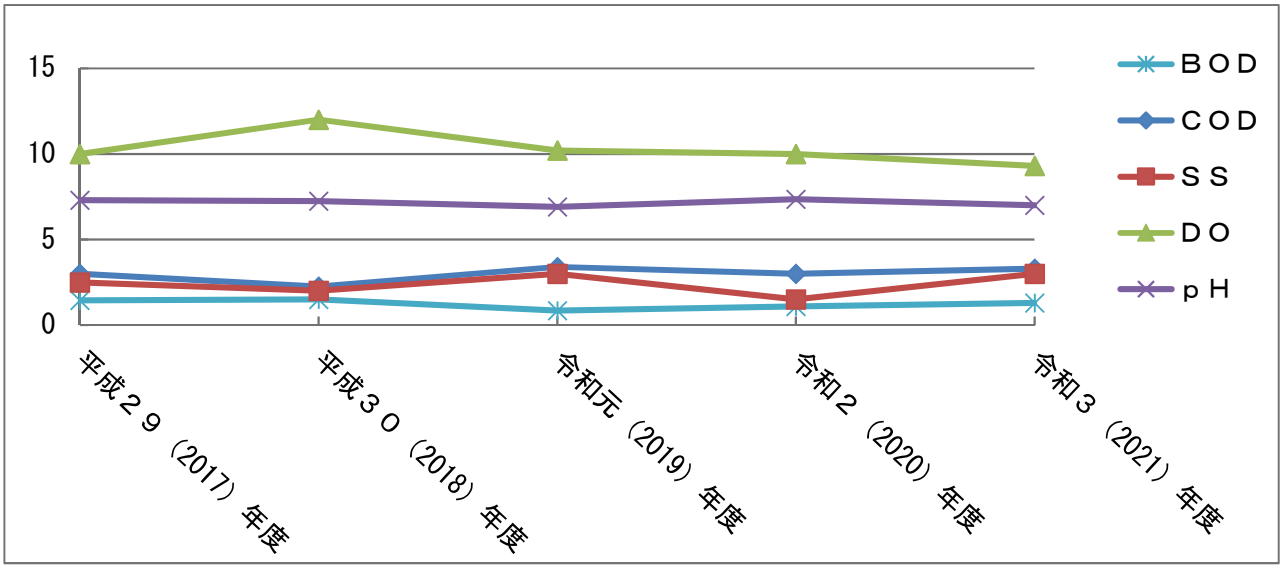

エ　百々池

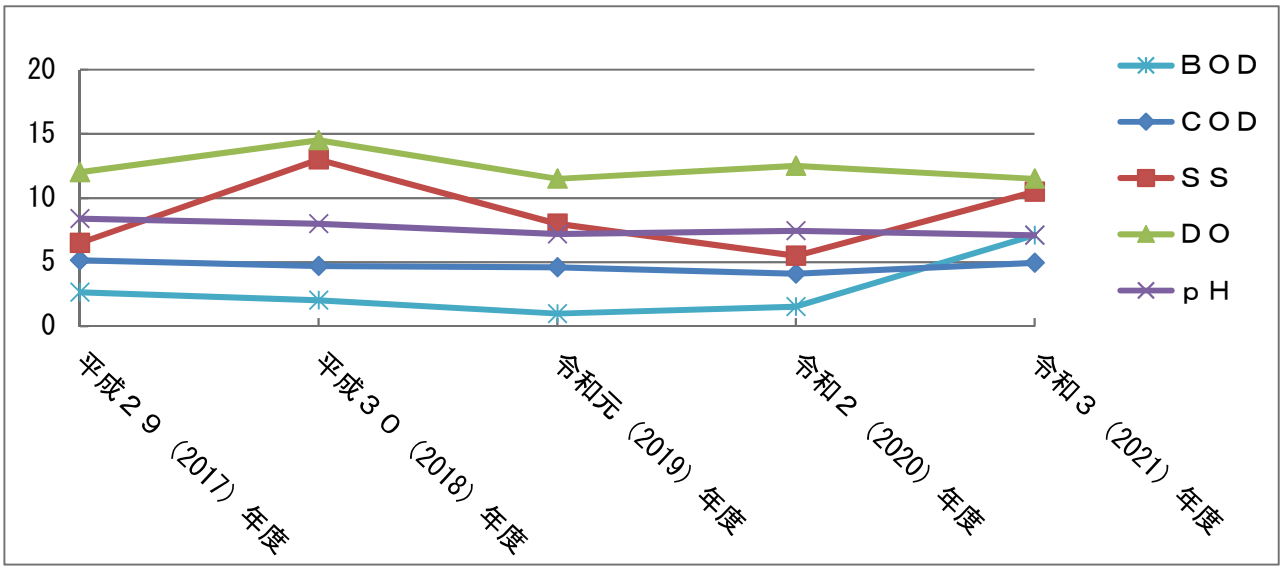

オ　多羅釜池

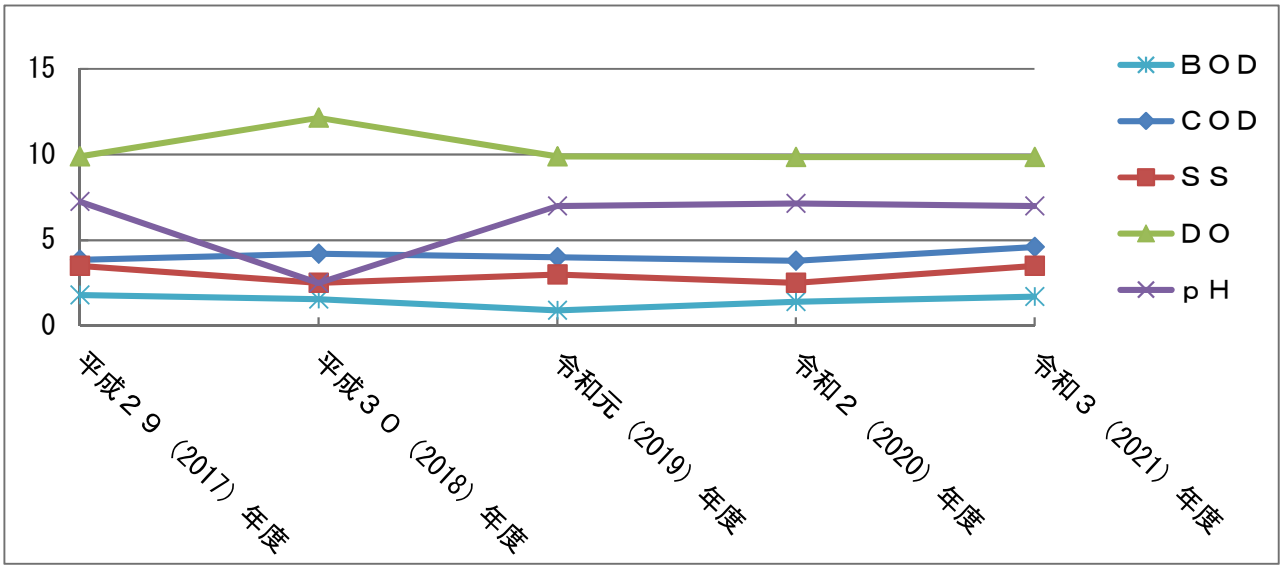

カ　保田ケ池

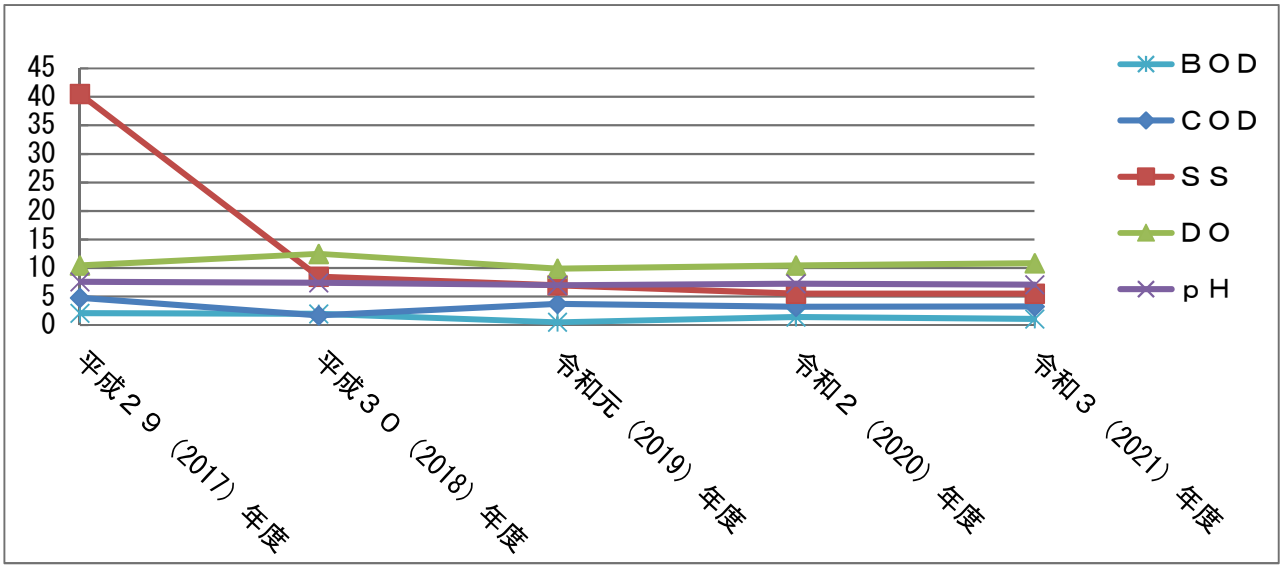

キ　二池

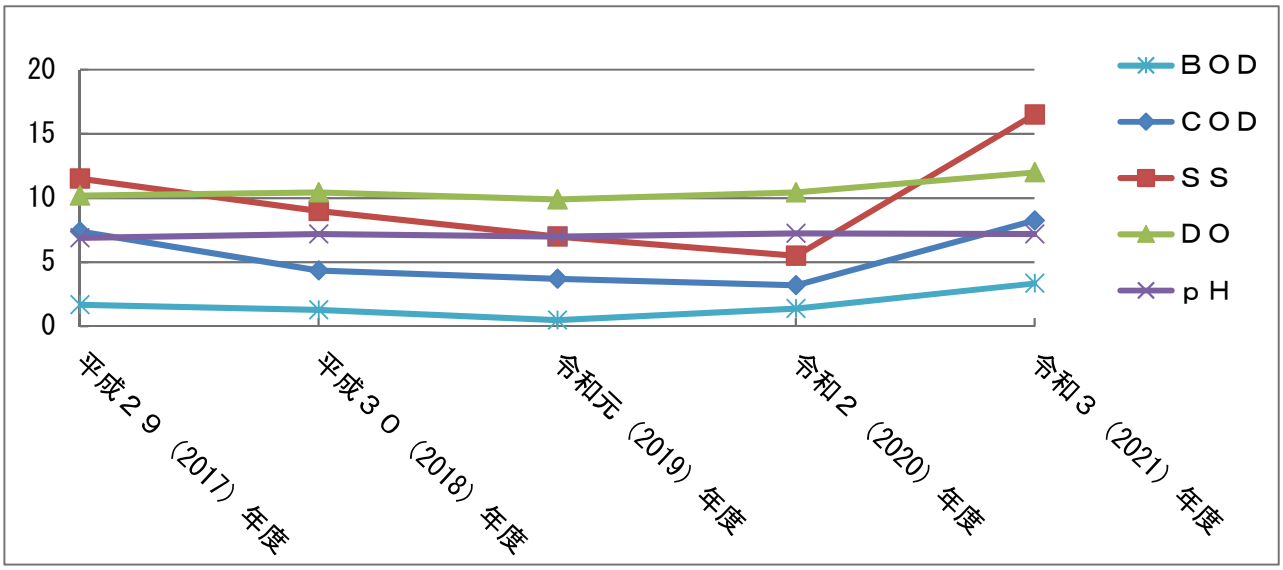

ク　清水池

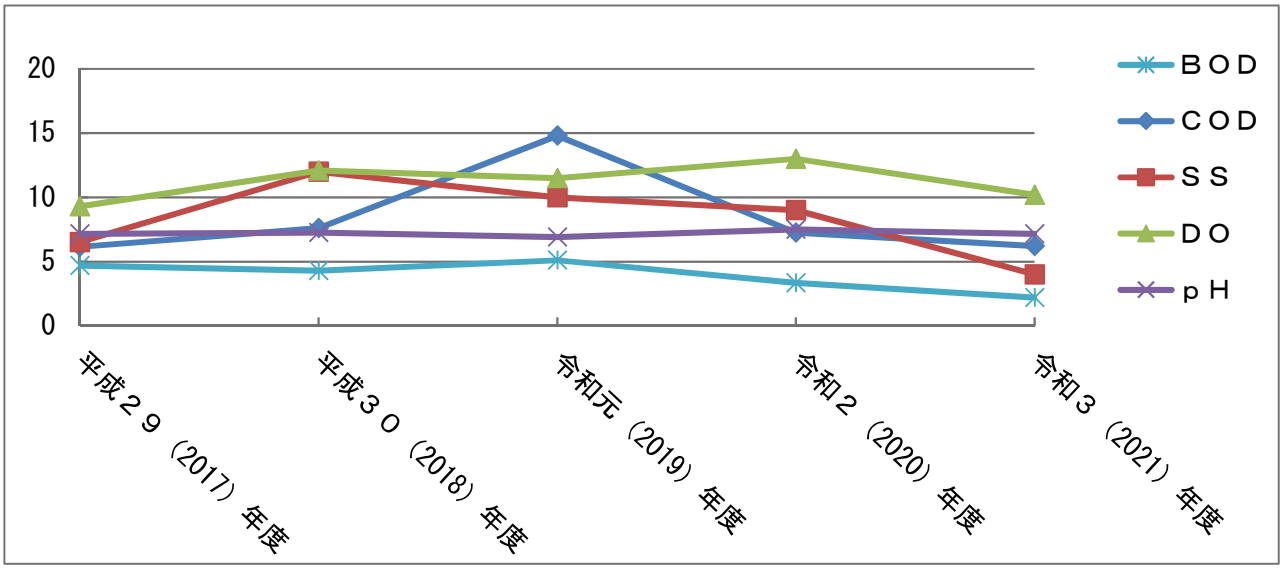

ケ　細口池

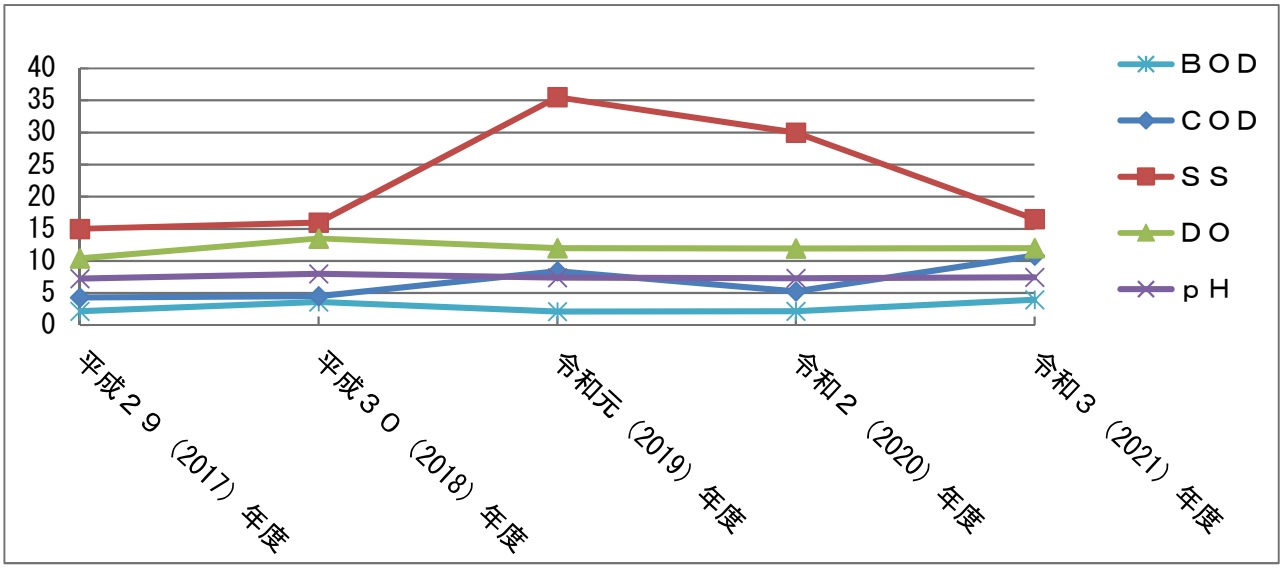

コ　松葉池

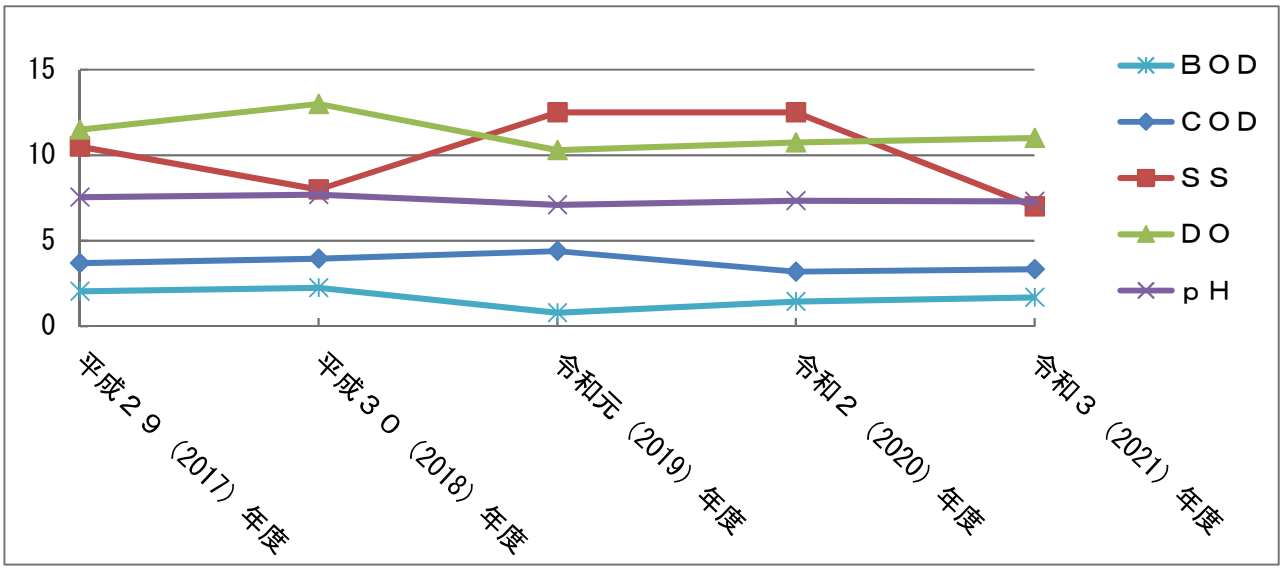

サ　大池

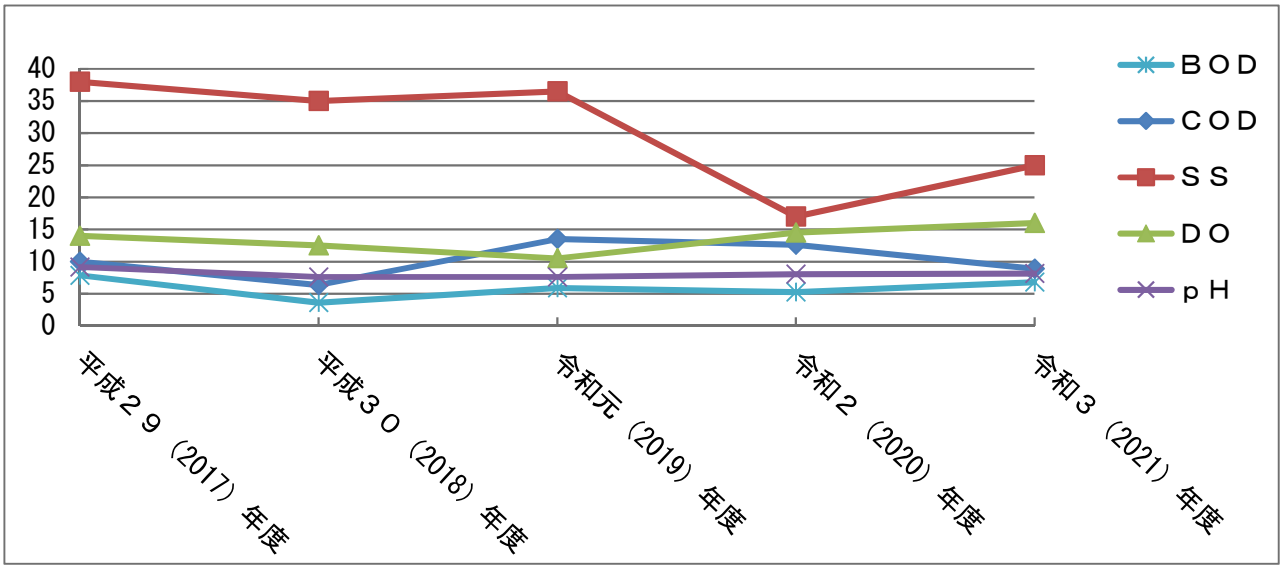

シ　三好池

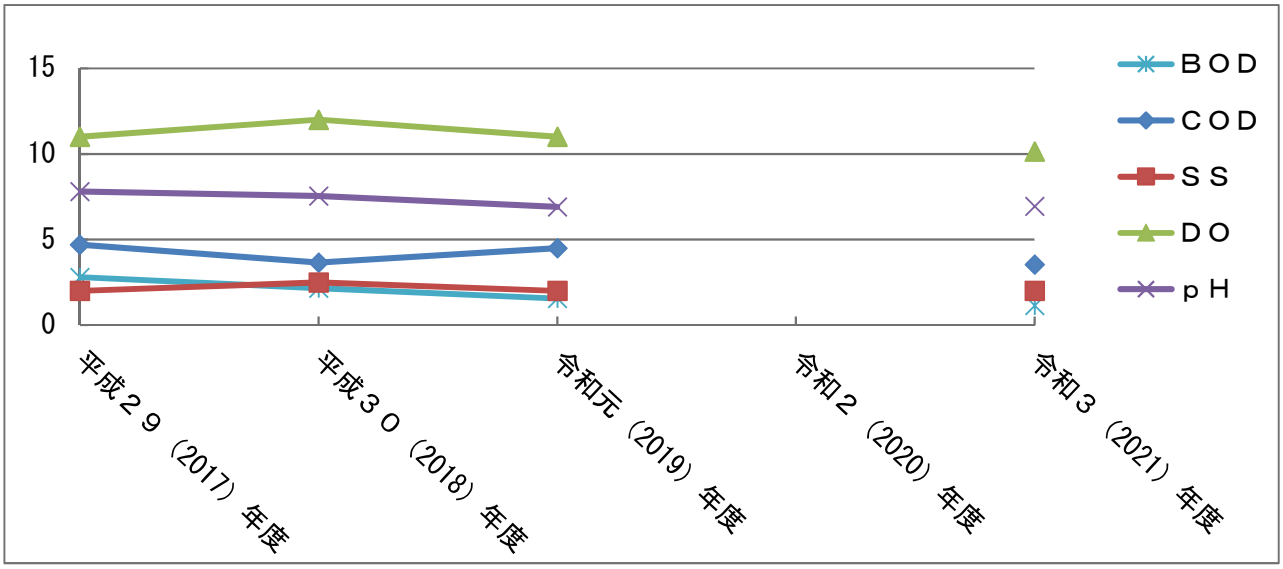

※令和２（2020）年度は工事のため調査していない

５　生活排水対策

みよし市は平成５（1993）年１月に水質汚濁防止法に基づき、愛知県から生活排水対策重点地域として大府市、豊明市、東郷町とともに指定され、平成６（1994）年度に「生活排水対策推進計画」を策定しました。

本計画では、公共下水道の整備に関すること、各家庭における生活排水処理施設への接続の推進に関すること、「きよらかな水の流れるかわ」を目指した環境整備に関することなどについて定め、生活排水対策に計画的、総合的に取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人一人の協力によるところが大きいため、「みよし市環境基本計画」に基づき、市民、地域、事業者、市が各々の役割に従い実践できるよう、今後とも皆さまのご協力を得ながら環境保全施策を進めていきたいと考えています。

Ⅵ　騒音・振動

Ⅵ　騒音・振動

１　騒音・振動の概要

騒音・振動は、各種の公害の中で比較的日常生活に密接な関係を持っており、その発生源も工場及び事業所等の機械、建設作業並びに交通等があげられ、多種多様です。

騒音。振動が人に与える影響は、性質（大きさ等）、作業内容、生活環境、個人的状態（性格等）、身心の状態などに大きく左右されます。私たち一人一人のモラルやマナーが非常に大切であり、地域の人と協力してお互いに迷惑をかけないようにすることが望ましいです。

本市においては、快適環境の保全をめざして環境騒音測定調査、道路交通騒音測定調査を実施し騒音の監視及び現状の把握を行っています。

環境騒音については市内１０か所において測定を行っています。道路交通騒音については騒音規制法に基づき、幹線交通を担う道路に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行っています。

２　環境騒音測定調査

環境騒音とは、住民の生活の周囲で発生する種々の騒音の集合体として捉えたものであり、この調査は騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい環境基準に基づく騒音測定調査です

(1) 環境騒音測定の結果

令和３（2021）年度の環境騒音測定結果は次のとおりです。　　単位：ｄＢ

測定地点	類型	測定日	環境基準		測定結果		適否
			時間帯	LAeq	時間帯	LAeq	
みどり保育園 三好丘桜四丁目１１番地１ 第１種低層住居専用地域	A	２月９日 ～ ２月１０日	昼間	５５	昼間	５３	○
			夜間	４５	夜間	４４	○
三好丘小学校 三好丘七丁目１番地 第１種中高層住居専用地域	A	２月８日 ～ ２月９日	昼間	５５	昼間	５４	○
			夜間	４５	夜間	４４	○
黒笹公園※ 黒笹いずみ三丁目 第１種中高層住居専用地域	A	２月２１日 ～ ２月２２日	昼間	６０	昼間	５８	○
			夜間	５５	夜間	５２	○
三吉小学校 三好町半野木１番地２７ 第１種住居地域	B	２月１５日 ～ ２月１６日	昼間	５５	昼間	５２	○
			夜間	４５	夜間	４３	○
勤労文化会館「カネヨシプレイス（旧文化センターサンアート）」※ 三好町大慈山１番地１ 第２種住居地域	B	２月２日 ～ ２月３日	昼間	６５	昼間	６３	○
			夜間	６０	夜間	５６	○
みよし市役所 三好町小坂５０番地 近隣商業地域	C	２月３日 ～ ２月４日	昼間	６０	昼間	５６	○
			夜間	５０	夜間	４９	○
森曽公園 三好町井ノ口 工業地域	C	２月１４日 ～ ２月１５日	昼間	６０	昼間	５５	○
			夜間	５０	夜間	４９	○
みよし消防署 福谷町才戸５０番地 市街化調整区域	B	２月７日 ～ ２月８日	昼間	５５	昼間	５２	○
			夜間	４５	夜間	４１	○
教育センター「学びの森」 三好町仲ケ山４３番地１１ 市街化調整区域	B	２月１日 ～ ２月２日	昼間	５５	昼間	５２	○
			夜間	４５	夜間	４３	○
南部小学校 明知町上細口２７番地 市街化調整区域	B	２月２４日 ～ ２月２５日	昼間	５５	昼間	５３	○
			夜間	４５	夜間	４３	○

「※」は２車線以上の車線を有する道路に面する地域

時間帯　昼間：６時から２２時まで　夜間：２２時から翌日６時まで

３　道路交通騒音測定調査

騒音規制法第１８条の規定に基づき、幹線交通を担う道路（高速自動車道、一般国道及び県道）に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行い、環境基準への達成状況等を評価します。

(1) 監視地域

対象となる地域は、幹線交通を担う道路に面する地域で、道路端から５０ｍ内に住居等が存在する地域です。

(2) 自動車騒音常時監視結果

令和３（2021）年度の監視結果は次のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="3">評価対象道路</td><td colspan="2"></td><td>米野木
莇生線</td><td>米野木
莇生線</td><td>鴛鴨
みよし線</td><td>宮上
知立線</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価区間の始点</td><td colspan="2"></td><td>黒笹町</td><td>福谷町</td><td>打越町</td><td>明知町</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価区間の終点</td><td colspan="2"></td><td>福谷町</td><td>莇生町</td><td>打越町</td><td>明知町</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価区間の延長</td><td colspan="2">Ｋｍ</td><td>1.6</td><td>1.0</td><td>2.8</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td colspan="3">測定地点</td><td colspan="2"></td><td>黒笹町
桐山</td><td>莇生町
前田</td><td>打越町
南屋敷</td><td>明知町
宮前</td></tr>
<tr><td colspan="3">測定期間</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">１２月１４日（火）から１２月１５日（水）まで</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">測定結果
(LAeq)</td><td rowspan="2">ｄＢ</td><td>昼間</td><td>69</td><td>66</td><td>65</td><td>69</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>62</td><td>62</td><td>61</td><td>67</td></tr>
<tr><td rowspan="5">評価
区間
全体</td><td>評価対象住
居等個数</td><td>a=b+c
+d+e</td><td>戸</td><td>88</td><td>55</td><td>109</td><td>29</td></tr>
<tr><td>昼間・夜間
基準値以下</td><td>b</td><td>戸（%）</td><td>85(96.6)</td><td>52(94.5)</td><td>108(99.1)</td><td>29(100.0)</td></tr>
<tr><td>昼間のみ
基準値以下</td><td>c</td><td>戸（%）</td><td>1(1.1)</td><td>1(1.8)</td><td>0(0.0)</td><td>0(0.0)</td></tr>
<tr><td>夜間のみ
基準値以下</td><td>d</td><td>戸（%）</td><td>1(1.1)</td><td>1(1.8)</td><td>0(0.0)</td><td>0(0.0)</td></tr>
<tr><td>昼間・夜間
基準値超過</td><td>e</td><td>戸（%）</td><td>1(1.1)</td><td>1(1.8)</td><td>1(0.9)</td><td>0(0.0)</td></tr>
</table>

時間帯　昼間：６時から２２時まで　夜間：２２時から翌日６時まで

(3) 環境基準

ア　「道路に面する地域以外の地域」の環境基準

平成２４年３月３０日みよし市告示第１１号

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">時間の区分
地域の類型</td><td colspan="2">基準値</td></tr>
<tr><td>昼間</td><td>夜間</td></tr>
<tr><td>Ａ</td><td>１低専
２低専
１中高
２中高</td><td rowspan="2">ｄＢ以下
５５</td><td rowspan="2">ｄＢ以下
４５</td></tr>
<tr><td>Ｂ</td><td>１住居
２住居
準住居
市調</td></tr>
<tr><td>Ｃ</td><td>近商
商業
準工
工業</td><td>６０</td><td>５０</td></tr>
</table>

時間の区分　昼間：６時から２２時まで　夜間：２２時から翌日６時まで

イ　「道路に面する地域」の環境基準

平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">時間の区分
地域の区分</td><td colspan="2">基準値</td></tr>
<tr><td>昼間</td><td>夜間</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>ｄＢ以下
６０</td><td>ｄＢ以下
５５</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域</td><td rowspan="2">６５</td><td rowspan="2">６０</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</td><td>７０</td><td>６５</td></tr>
</table>

時間の区分　昼間：６時から２２時まで　夜間：２２時から翌日６時まで

４　騒音の大きさのめやす

120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方２ｍ） リベット打ち
100dB	電車が通るときのガードの下
90dB	騒々しい工場の中 犬の鳴き声（正面５ｍ）　カラオケ（店内客席の中央）
80dB	地下鉄の車内 ピアノ（正面１ｍ）
70dB	ステレオ（正面１ｍ、夜間） 騒々しい事務所の中　騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車 普通の会話
50dB	静かな事務所の中 クーラー（室外、始動時）
40dB	市内の深夜　図書館の中 静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜 ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方１ｍ）

５　振動の大きさのめやす

90dB	人体に生理的影響が生じ始める
	産業職場で振動が気になる（８時間振動にさらされた場合）
80dB	
	深い睡眠にも影響がでる
70dB	
	浅い睡眠に影響が出始める
60dB	
	振動を感じ始める
50dB	ほとんど睡眠影響はない
40dB	常時微動

Ⅶ　悪臭

Ⅶ　悪臭

１　悪臭の概要

悪臭は、人の臭覚を通じて不快感をもたらすガス状物質であり、騒音・振動とともに感覚公害と言われています。悪臭公害は事業活動の拡大・多様化に伴う発生源の増大、住宅開発の進展により、畜産業等の悪臭発生源と住宅の接近、生活環境の質的向上に対する住民の欲求度の高まりによるものが多いと考えられます。

一般に悪臭となる物質は、低濃度であっても人の感覚で据えられ、しかも多成分であるため悪臭原因を完全に除去し、においを感知させなくすることは困難です。

悪臭防止法による規制物質は、現在２２物質が指定され、指定地域別に規制値が定められています。なお、本市では複合臭や未規制物質などを原因とする悪臭が増加傾向にあるため、人の嗅覚を用いて算定する**臭気指数規制**を平成１８（2006）年度から実施しています。

悪臭物質のにおいと主な発生源

物質名	においの種類のめやす	主な発生源等
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
ニ硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	刺激的な青臭くさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
スチレン	都市ガスのようなにおい	塗装工程を有する事業場
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場

２　悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

敷地境界線における規制基準は、悪臭防止法第３条で指定地域、第４条で市長が必要に応じて定めなければならないとしています。みよし市では、第１種地域及び第３種地域の区分がされています（平成２４年３月３０日みよし市告示第１４号）。

単位：臭気指数

区分	第１種地域	第２種地域	第３種地域
規制基準	１２	１５	１８

規制地域の目安

(1) 第１種地域とは、住居が集中している等悪臭に対し順応性のない地域をいいます。

(2) 第２種地域とは、第１種地域と第３種地域の中間程度の地域をいいます。

(3) 第３種地域とは、主として工業の用に供される地域、その他悪臭に対し順応性の見られる地域をいいます。

３　悪臭物質の排出を規制する地域

みよし市では、悪臭防止法に基づき、悪臭物質の排出を規制する地域を次のとおり指定しています。

Ⅷ　廃棄物対策事業

Ⅷ　廃棄物対策事業

１　ごみ処理事業

一般廃棄物の処理については適正かつ衛生的な処理をするよう努め、資源ごみの回収や生ごみの堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入に対する補助金制度を設けるなど様々な形でごみの減量化に取り組んでいます。

(1) 処理施設

ア　尾三衛生組合「東郷美化センター」（主に焼却処理）

所在地：東郷町大字諸輪字百々５１－２３

電話：０５６１－３８－２２２６

（尾三衛生組合はみよし市、日進市及び東郷町の三市町で構成）

イ　みよし市不燃物埋立処分場（最終処分）

所在地：みよし市福谷町大坂１

対象品目：コンクリートがら

ウ　グリーン・クリーンふじの丘（最終処分）

所在地：豊田市藤岡飯野町大川ヶ原１１６１－８９

電話：０５６５－７５－２１０１

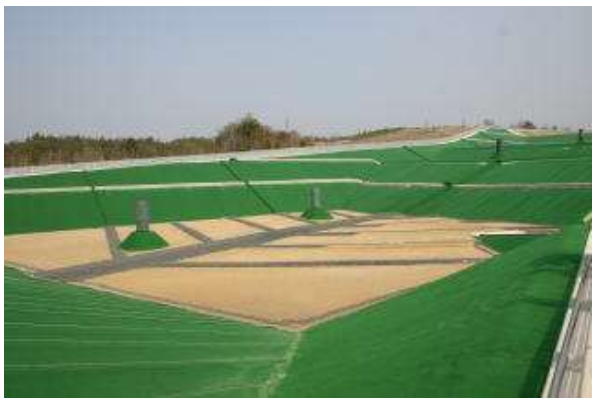

(2) 計画収集

本市のごみの収集は、各地区で曜日を定め計画的に収集する計画収集を行っています。燃やすごみは週２回、プラスチック製容器包装は週１回、金属ごみは月２回、陶磁器・ガラスごみは月１回行い、指定したごみ袋で指定した場所に出していただくようにしています。

(3) 再利用資源収集

各地区の指定場所に専用の折りたたみ式コンテナとネットを配布し、毎月１回、びん、かん及びペットボトルの収集を計画収集として実施しています。

(4) 粗大ごみ収集

指定したごみ袋に入らないものを粗大ごみとして扱い、収集を希望する場合は、「粗大ごみ受付センター」へ申し込んで、粗大ごみ１個につき 500 円の処理券を貼付け、指定した日に家の近くの指定した場所で収集する有料戸別収集を実施しています。

(5) ごみ処理手数料

取扱区分		単位	金額
指定袋（大）		１枚	１５円
指定袋（小）		１枚	１０円
粗大ごみ		１個	５００円
自己搬入で処分するもの	尾三衛生組合	１０kgにつき	２００円
	みよし市不燃物埋立処分場	１０kgにつき	３０円

指定ごみ袋

燃やすごみ用（青色）

金属ごみ用（赤色）
陶磁器・ガラスごみ用（緑色）

プラスチック製
容器包装用（黒色）

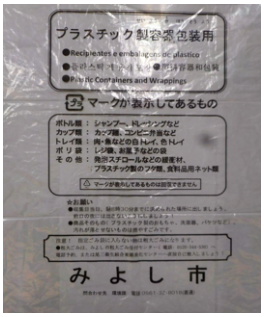

資源ごみ

びん、かん及び
ペットボトル回収

青色コンテナ

黄色コンテナ

ペットボトル用ネット

粗大ごみ処理券

(6) ごみの減量化

家庭からのごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入費補助を行っています。

令和３（2021）年度の補助実績は、生ごみ堆肥化容器については据え置き式が３基、密閉容器式が９基で、機械式生ごみ処理機については２４基の補助を行いました。

２　リサイクル推進事業

ごみの減量化を一層推進するため、ごみのなかでも貴重な資源となるものを回収し、循環型社会の形成を図るためリサイクル活動に取り組んでいます。

(1) ペットボトルの回収

公民館、児童館、集会所、保育園等に回収箱を設置しています。

(2) 乾電池及び蛍光管の回収

公民館、児童館、集会所等に回収箱を設置しています。

(3) リサイクルステーションみよしの設置

トヨタ生活協同組合メグリア三好店駐車場、あいち豊田農協グリーンステーション三好西側及び三好公園第４駐車場北に「リサイ
雑紙、紙パック、段ボール、古着、ペッ
缶、スチール缶、白色トレイ、蛍光管、
レー缶、廃食用油、割り箸、陶磁器、Ｃ
バッテリー、インクカートリッジ、水銀
種類を回収しています。

また、市役所にも、簡易のリサイクル
ック、びん、アルミ缶、スチール缶、ペ
ートリッジの８種類です。

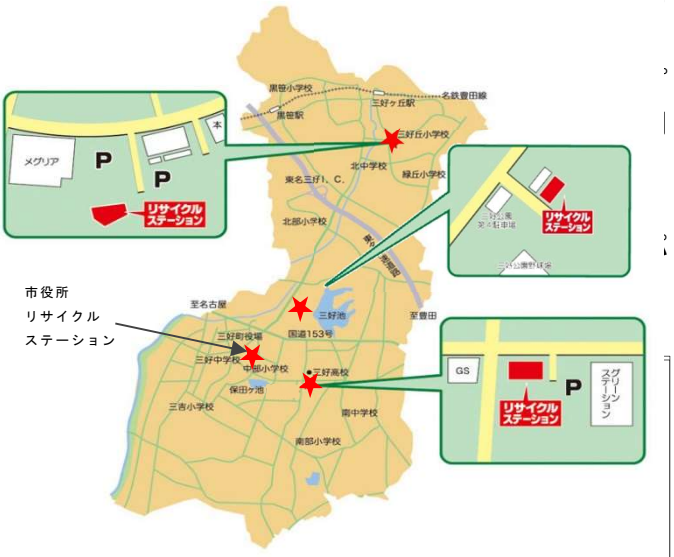

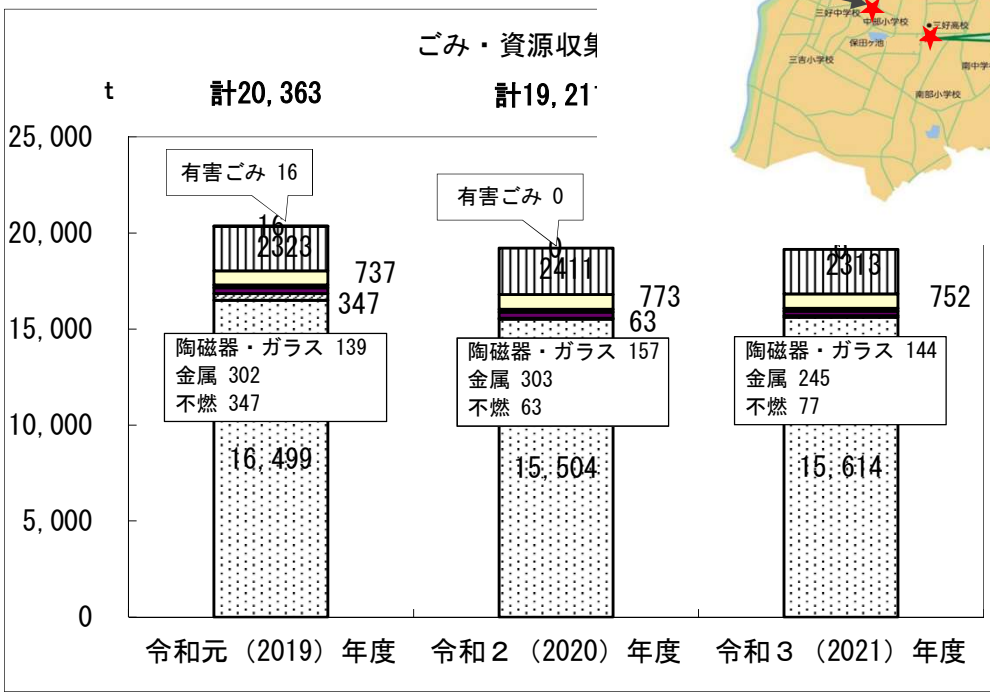

令和３（2021）年度 資源の内訳	
びん	259
かん	72
ペットボトル	121
紙パック	20
古紙類	1,367
古着	99
プラスチック製容器包装	225
食品トレイ	3
その他	147

(4) 資源ごみ回収の推進

小中学校のＰＴＡ等営利を目的としない団体の資源ごみ回収活動に対し、補助を行っています。対象となる資源ごみは新聞紙、雑誌・雑紙類、段ボール、紙パック、古着で、令和３（2021）年度の回収実績は、９７ｔありました。

３　環境美化推進事業

環境美化の日を年１回（例年１１月）定め、市をあげて一斉清掃の実践活動（ごみゼロ活動）を展開するとともに、各地区の実情に合わせた環境美化事業を展開することとしています。

また、空き地の管理及び環境保全のため雑草等の除去依頼を実施し、周辺の環境保全に努めていただくよう通知を行っています。令和３（2021）年度の通知件数は３０４件でした。

４　し尿処理事業

市全域を対象に、し尿（汲取り式トイレ）は民間委託により、また、一般家庭及び事業所の浄化槽汚泥（浄化槽トイレ）は許可業者により収集され、「豊田市砂川衛生プラント」で適正に処理をしています。

(1) し尿処理概要

ア　処理施設

豊田市砂川衛生プラント

所在地：みよし市三好丘旭四丁目１９－１５

電話：０５６１－３６－４４００

イ　し尿収集

し尿の汲み取りは基本的に月１回実施しています。

処理世帯数及び処理人口（令和４（2022）年３月末現在）

７９世帯１２８人

ウ　し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

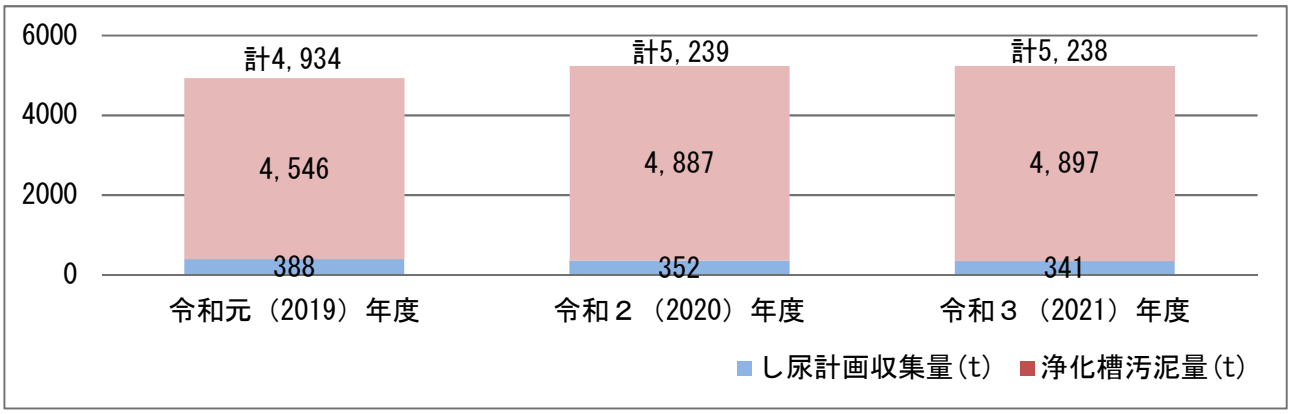

(2) し尿処理手数料

取扱区分		単位	金額
定額制	人頭割	１人１か月につき	３００円
	世帯割	１世帯１か月につき	２７０円
	臨時汲取り	１回につき	１，０００円
従量制		３６リットルにつき	３３０円

Ⅸ　動物愛護対策事業

Ⅸ　動物愛護対策事業

１　犬の登録及び狂犬病予防注射

(1) 犬の登録事務

みよし市では、次の犬の登録事務を行っています。

ア　犬の登録と鑑札の交付
イ　年１回の狂犬病予防注射済の登録と注射済票の交付
ウ　犬の登録鑑札と注射済票の再交付
エ　犬の登録事項変更届の受理
オ　犬の死亡届の受理

(2) 犬の登録等に係る手数料

名称	単位	手数料の額
犬の登録	１件につき	３，０００円
狂犬病予防注射済票交付	１件につき	５５０円
犬の鑑札の再交付	１件につき	１，６００円
狂犬病予防注射済票再交付	１件につき	３４０円

(3) 犬の登録、狂犬病予防注射等の実施状況

単位：頭

区分	平成２９（2017）年度	平成３０（2018）年度	令和元（2019）年度	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度
犬の登録総数	４，３０４	４，２５１	３，９０２	３，７９６	３，６５４
狂犬病予防注射	３，０２７	２，９６４	３，０９２	３，１４０	３，１３７

２　犬・猫避妊等手術費補助

犬及び猫の避妊手術又は去勢手術を奨励することにより、野犬、飼えなくなった猫の増加を防止することを目的として避妊・去勢手術費の補助を行っています。

令和３（2021）年度の補助金額及び補助実績は次のとおりです。

種類	手術名	補助金	補助実績
犬	避妊	５，０００円	３３件
	去勢	３，０００円	２８件
猫	避妊	４，０００円	１０２件
	去勢	２，０００円	５０件

３　野犬の捕獲、飼育指導等

飼育できなくなった犬・猫の引き取り、野犬の捕獲、飼育の指導、犬・猫等に関する苦情の受付及び処理、犬・猫の譲渡等を以下の施設で随時行っています。

愛知県動物愛護センター
所在地：豊田市穂積町新屋７３－３
電話：０５６５－５８－２３２３

令和４（2022）年度
みよしの環境
令和５（2023）年３月発行

愛知県みよし市環境経済部環境課
愛知県みよし市三好町小坂５０番地
電話（０５６１）３２－２１１１（代表）